学校における
食物アレルギー対応マニュアル



富山市教育委員会

はじめに

本市では、食物アレルギーを有する児童生徒等が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、食物アレルギーに対する基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校における食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的に、平成25年度に「学校における食物アレルギー対応マニュアル」（以下、「本マニュアル」という。）を策定したところであります。

また、平成31年度には富山県教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応指針」への対応や学校給食における対応の統一化を目的として本マニュアルの大幅な改訂を行い、その後も、状況の変化に合わせて見直しを続けているところであります。

こうした中、食物アレルギーを有する児童・生徒の割合が年々増加していることや原因食物の多様化等を背景として、学校（園）における食物アレルギーへの対応は、一層、複雑化・多様化しており、特に近年は、調理実習等の食材を扱う活動や修学旅行等の普段の学校生活とは異なる配慮が必要な活動など、学校給食以外の場面において、当初、想定していなかった事案や学校現場の実情に合わない事例等が起きております。

このため、今回、学校給食以外の場面における食物アレルギーへの対応について、各学校の対応の統一化が図られるよう検討を行うとともに、本マニュアルがより効果的で使いやすいものになるよう、掲載内容の充実、様式等の見直しを図りました。

今後も食物アレルギーに対する取り組みが、持続可能な制度として、すべての学校（園）と教職員に十分理解され、浸透していくことが重要であると考えております。各学校（園）においては、本マニュアルを基にして、食物アレルギーを有する児童生徒等に対して適切な対応を行うとともに、保護者や主治医・学校医との連携などにおいても、本マニュアルを積極的に活用していただきたいと思います。

令和８年９月

富山市教育委員会
教育長　中﨑　健志

目次

1　食物アレルギー対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・1

1-1　食物アレルギー対応の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-2　食物アレルギー、アナフィラキシーに対する理解・・・・・・・・・・・・・2
（1）食物アレルギーの基礎的知識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（2）食物アレルギーの症状とアナフィラキシー ・・・・・・・・・・・・・・・3
1-3　学校における食物アレルギー対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（1）学校給食における食物アレルギー対応実施基準 ・・・・・・・・・・・・・4
（2）学校生活上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（3）学校生活管理指導表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1-4　食物アレルギーに対する校内体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（1）校（園）内食物アレルギー対策委員会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・5
（2）校（園）内食物アレルギー対策委員会における教職員の役割（例） ・・8
（3）校内体制整備に向けた教育委員会の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・9

2　学校における対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

2-1　配慮や管理が必要な児童生徒等への取組実践までの流れ ・・・・・・・・・10
（1）入園、入学時の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（2）入園、入学後の１年間の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（3）食物アレルギー対応プランの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（4）情報の共有と個人情報の保護について・・・・・・・・・・・・・・・・20
（5）教職員への研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
2-2　学校給食における食物アレルギー対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（1）学校給食における食物アレルギー対応方針・・・・・・・・・・・・・・22
（2）給食時間における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（3）乳糖不耐症等食物アレルギー以外による給食対応について・・・・・・24
2-3　学校給食における段階的な対応の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・25
（1）対応レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（2）段階的な対応の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（3）食物アレルギー対応食提供の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・28
（4）食物アレルギー対応の１日の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・32
2-4　学校給食費の取り扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
2-5　学校給食以外における対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（1）学校生活での留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（2）児童生徒等への指導及び保護者との連携・・・・・・・・・・・・・37
（3）食物を扱う授業や活動でのヒヤリハット・事故事例・・・・・・・・38

3　食物アレルギー発症時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

3-1　緊急時対応の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
3-2　緊急時に備えた体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

4　食物アレルギー緊急時対応マニュアル
（アレルギー症状への対応の手順） ・・・・・・・・・・・・・・・・45

A　学校内での役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
B　緊急性の判断と対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
C　エピペン®の使い方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
D　救急要請（１１９番通報）のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
E　心肺蘇生とＡＥＤの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
F　症状チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

5　Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

6　様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

様式１　食物アレルギー調査票・食物アレルギー調査の実施について・・・・・58
様式２　食物アレルギー（面接・電話）記録・・・・・・・・・・・・・・・・・60
様式３　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）・・・・・・・・・・・・・・65
様式４　アレルギー緊急時個別対応票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
様式５　食物アレルギー対応プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
様式６　食物アレルギー対応解除（一部解除）の申出書・・・・・・・・・・・72
様式７　食物アレルギー対応献立表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
様式８　食物アレルギー対応予定一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
様式９　食物アレルギー対応食受渡し管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・80
様式 10　食札・連絡カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
様式 11　食物アレルギー対応依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
様式 12　食物アレルギー対応解除（一部解除）届・・・・・・・・・・・・・・84
様式 13　食物アレルギー対応経過記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
様式 14　事故略報【食物アレルギー】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
様式 15　牛乳停止に関する申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
様式 16　教育活動における食物アレルギー対応について・調理実習等計画書・・89
その他　富山市学校給食における食物アレルギー対応除去食品一覧・・・・・・94

＜参考資料＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97

1　食物アレルギー対応の基本的な考え方

1-1　食物アレルギー対応の基本

食物アレルギーを有する児童生徒等が、他の児童生徒等と同じように学校生活を安全に安心して過ごすため、学校給食等における食物アレルギーの対応を組織的に進めていく。

食物アレルギー対応　三つの柱

目標　食物アレルギーを有する児童生徒等が、学校生活を安全に安心して過ごすことができ、かつ自己管理能力を高めることができる

正確な情報の把握・共有 アレルギー疾患の理解

○すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解する。

○学校生活管理指導表の提出を必須とし、対象者を限定する。
- 対象者を限定することで、安全・安心な学校生活及び給食提供を実現する。
- 学校生活管理指導表運用のため、主治医・医師会等と連携する。

○食物アレルギー対策委員会を設置する。
- 各教職員の役割を明確にして、危機管理意識を高める。
- 学校の基本方針、誤食・誤配を防止するための校（園）内マニュアルを策定する。
- 保護者から情報収集を行い、相互理解・情報共有を図る。（保健調査票、面談等）
- 個別の食物アレルギー対応プラン案を作成、決定し、全教職員で情報共有を図る。
- 食物アレルギー対策委員会は、毎年１回以上実施する。

日常の取組と 事故予防

○学校生活全体を通して、食物アレルギーに対応する。
- 調理実習、食品や食品包装を使用する実験・工作、校外学習、宿泊学習、修学旅行等、給食以外にも食物アレルギー事故発生のリスクがあることを理解し、対応する。

○食物アレルギーを有する児童生徒等にも給食を提供する。
そのためにも、安全性を最優先する。
- 原因食物を「提供する」か「提供しない」かの二者択一を原則的な対応とする。
- 学校及び調理場の施設整備、人員等を考えた対応を行う。（過度に複雑にしない）

○組織で対応し、学校全体で取り組む。
- 緊急時に備えて、マニュアルの作成、研修を実施する。
- 校（園）内マニュアルや個別の食物アレルギー対応プラン等に基づき、対応する。
- 事故及びヒヤリハット等が発生したときは、事例の情報共有、改善の検討を行う。
- 進学・転学等の場合にもリスクを減らすため、学校間で情報の共有を図る。

緊急時の対応

○食物アレルギー対応の要素を組み入れた緊急時対応マニュアルを作成する。
- 緊急時対応に備え、主治医、学校医、医療機関、消防機関等と連携を図り、応急処置や連絡先を事前に確認する。
- 緊急時対応について、校内外で共通理解を図る。

○エピペン®、ネフィー®を正しく扱えるように実践的な研修を毎年度実施する。

1-2　食物アレルギー、アナフィラキシーに対する理解

学校において食物アレルギーを有する児童生徒等への対応を適切に行うためには、まず全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しい知識をもつことが重要である。学校生活の中で、初めて食物アレルギーを起こすこともまれではないため、食物アレルギーに関する基礎知識、対処法等に習熟しておく。

（１）食物アレルギーの基礎的知識

食物アレルギーとは…

一般的には特定の食物を摂取することにより、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことをいう。

「即時型」「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」「口腔アレルギー症候群」の３つの病型に分類される。

❶即時型

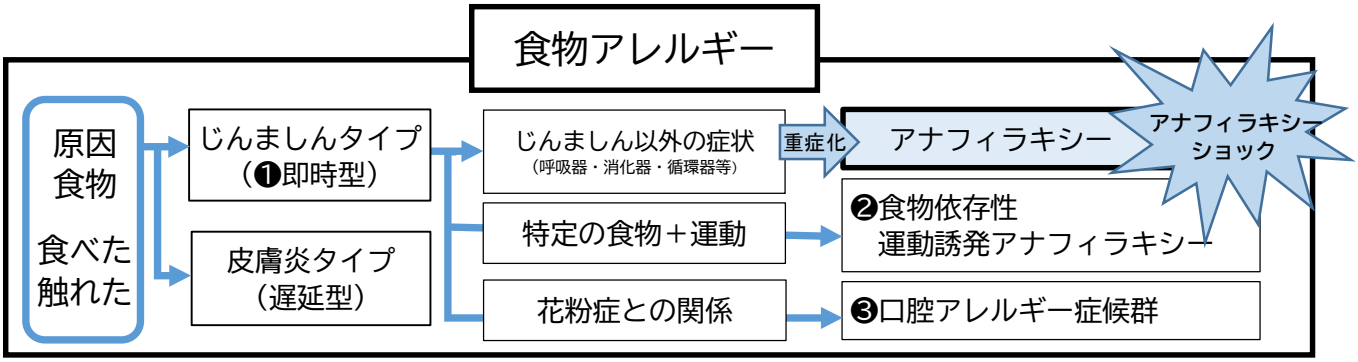
原因食物を食べたり、触れたりして２時間以内に症状が出現する。その症状は、じんましんのような軽い症状から、生命の危機も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々であり、食物アレルギー疾患の児童生徒等のほとんどは、即時型に分類される。

❷食物依存性運動誘発アナフィラキシー

原因となる食品を摂取して、２時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動等）をすることによりアナフィラキシー症状を起こす。原因食物の摂取と運動の組合せで発症するため食べただけ、運動しただけでは発症しないことから、同じ症状を繰り返しても、この疾患であると診断されていない例も報告されている。

❸口腔アレルギー症候群

果物や野菜に対するアレルギーが多く、食後５分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、イガイガする、腫れぼったい等）が出現する。多くは、局所の症状だけで回復するが、５％程度が全身的な症状に進むことがあるため、注意する必要がある。



【出典：富山赤十字病院　足立雄一】

（2）食物アレルギーの症状とアナフィラキシー

アナフィラキシーとは…
　アレルギー反応により、「じんましんなどの皮膚症状」「腹痛や嘔吐などの消化器症状」「ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状」が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。
　その中でも、血圧が低下し、意識の低下や脱力を来すような場合を、「アナフィラキシーショック」と呼び、直ちに対応しないと生命に関わる重篤な状態になることがある。

症状 重度 ⟶ 症状 軽度

	ただちに 救急車を！	速やかに 医療機関へ	安静にし 経過観察
全身の症状	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便を漏らす ☐ 脈が触れにくい、不規則 ☐ 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする呼吸	☐ 数回の軽い咳	
消化器の症状	☐ 持続する強い（我慢できない）お腹の痛み ☐ 繰り返し吐き続ける	☐ 中等度のお腹の痛み ☐ １～２回のおう吐 ☐ １～２回の下痢	☐ 軽いお腹の痛み（がまんできる） ☐ 吐き気
目・口鼻・顔面の症状		☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	☐ 目のかゆみ、充血 ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		☐ 強いかゆみ ☐ 全身に広がるじんましん ☐ 全身が真っ赤	☐ 軽度のかゆみ ☐ 数個のじんましん ☐ 部分的な赤み

１項目でも当てはまればただちに救急車を呼びエピペン®又はネフィー®を使用する

1-3　学校における食物アレルギー対応

学校における食物アレルギー対応実施の基準は次のとおりとする。
また、食物アレルギーを有する児童生徒等への対応は、個々の児童生徒等について症状の特徴を正しく把握することが前提となるため、必ず主治医等が作成した「学校生活管理指導表」に基づいて対応する。

（１）学校における食物アレルギー対応実施基準

① 医師の診察・検査により食物アレルギーと診断され、特定の食物に対して対応の指示があること
② 基本的に１年に１回は医療機関を受診していること
③ 家庭でも医師から指示された対応を行っていること
④ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）が提出されていること

上記の①～③の条件をすべて満たす場合は、保護者に詳細な状況を確認のうえ、④「学校生活管理指導表」の提出を依頼し、学校での対応を検討する。

（２）学校生活上の留意点

学校における対応は、次の点に留意し、学校生活全体を通して必要な対応を検討する。

① 安全を第一に考えた給食提供とすること
② 食物アレルギーは学校での初発が珍しくないこと
③ 食物アレルギーは給食現場・教室内だけで起こるとは限らないこと

（３）学校生活管理指導表

学校生活上の留意点	
A 給食	
1．管理不要	2．管理必要
B 食物・食材を扱う授業・活動	
1．管理不要	2．管理必要
C 運動（体育・部活動等）	
1．管理不要	2．管理必要
D 宿泊を伴う校外活動	
1．管理不要	2．管理必要

1．管理不要
・学校として特別な配慮は不要
・保護者からの要望のみによる対応は行わない。

2．管理必要
・具体的な場面を想定して既往などの情報を収集する。
・対応は食物アレルギー対応マニュアル・学校生活管理指導表に沿って行う。

上記の学校生活管理指導表の学校生活上の留意点については、A給食、B食物・食材を扱う授業・活動、C運動（体育・部活動等）、D宿泊を伴う校外活動に対して、記載内容に応じてそれぞれ対応を検討する。

1-4　食物アレルギーに対する校内体制の整備

（１）校（園）内食物アレルギー対策委員会の設置

【基本構成】

校長（園長）、教頭（副園長）、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、学級担任、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）、調理員（給食搬入員）、学校医

※　必要に応じて、校（園）内食物アレルギー対策委員会の構成員は変更してもよい。

【検討事項】

○　児童生徒等に係る学校給食や学校生活における個別の対応策
○　アナフィラキシー等緊急時対応
○　児童生徒等に対する食物アレルギーに関する正しい理解、啓発
○　教職員への研修計画　等

【学校保健計画への位置付け及び実施時期】

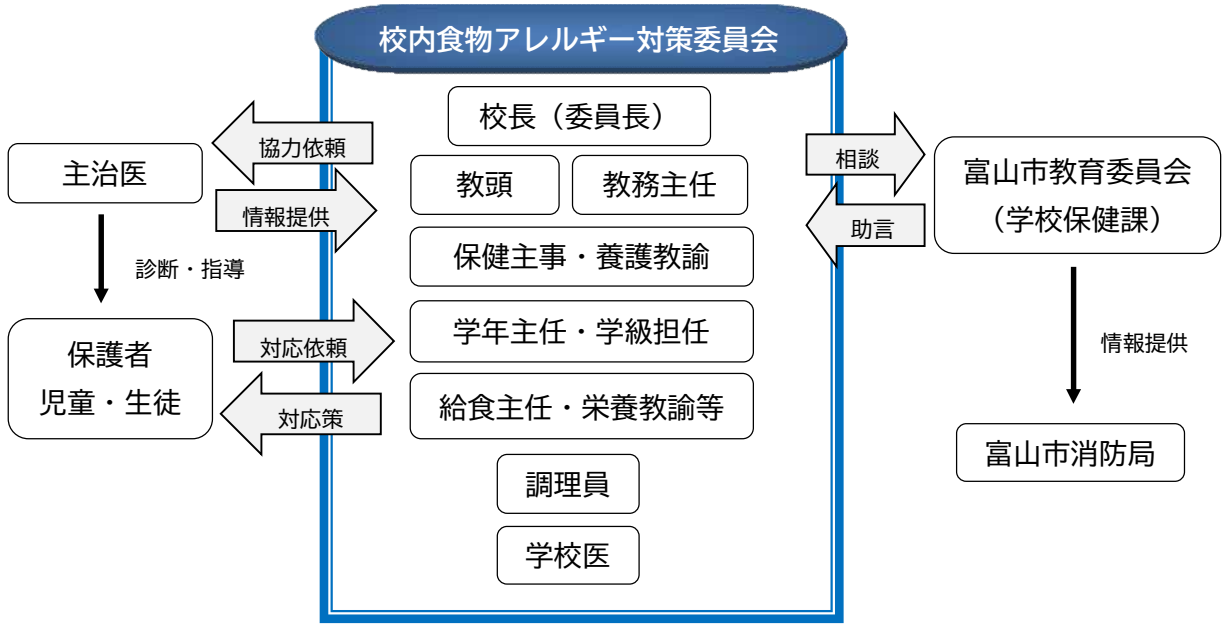
学校では、校（園）内食物アレルギー対策委員会を学校保健計画に位置づけ、確実に実施する。実施時期については、配慮や管理が必要な児童生徒等への取組実践までの流れ（P10～P18）に沿って、次年度の食物アレルギー対応内容の詳細を決定するため、原則、２月又は３月までに行う。また、年度途中に対応の見直しが必要な場合は、随時開催する。

なお、食物アレルギー対応プランは、毎年度作成し、保護者の承諾を得る必要があることから、前年度に引き続き配慮や管理が必要な児童生徒等で対応策に変更がない場合であっても、校（園）内食物アレルギー対策委員会は実施する必要があることに留意する。

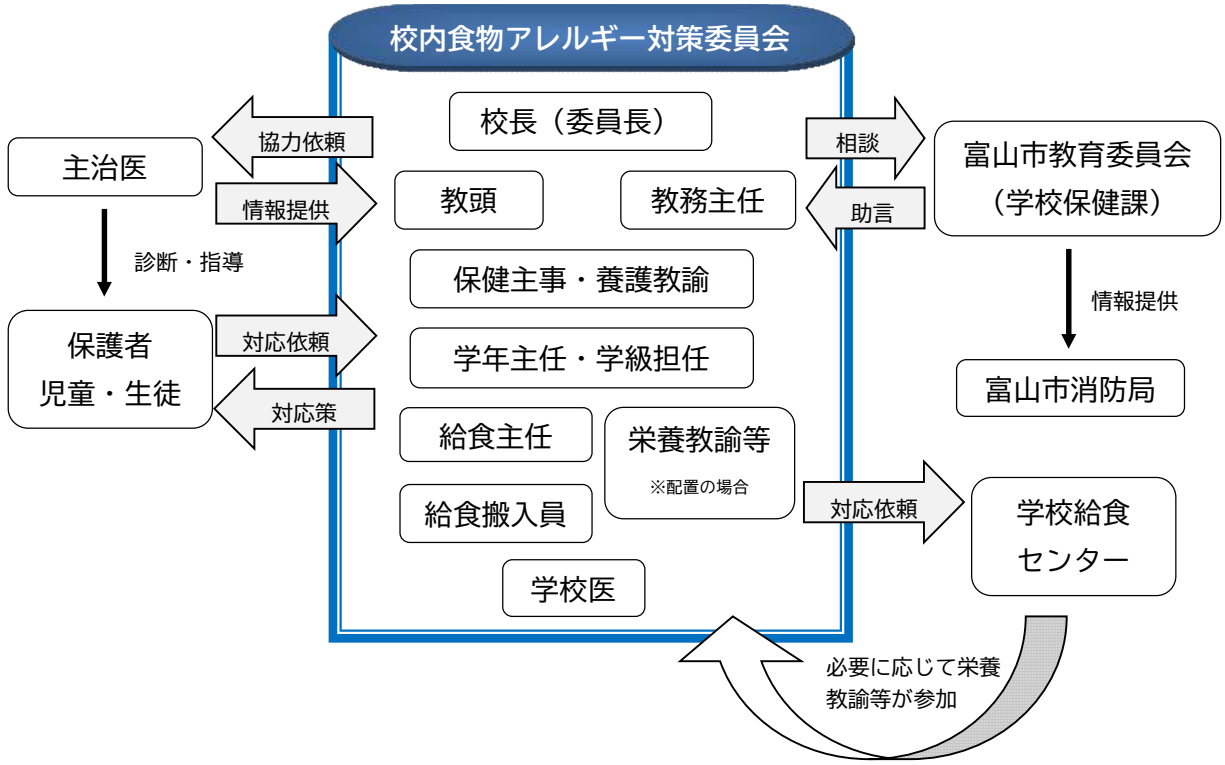
【校内体制図の例】

校（園）内食物アレルギー対策委員会は、学校給食の調理場方式によってその組織体制が異なる。それぞれ、次ページに例示する。

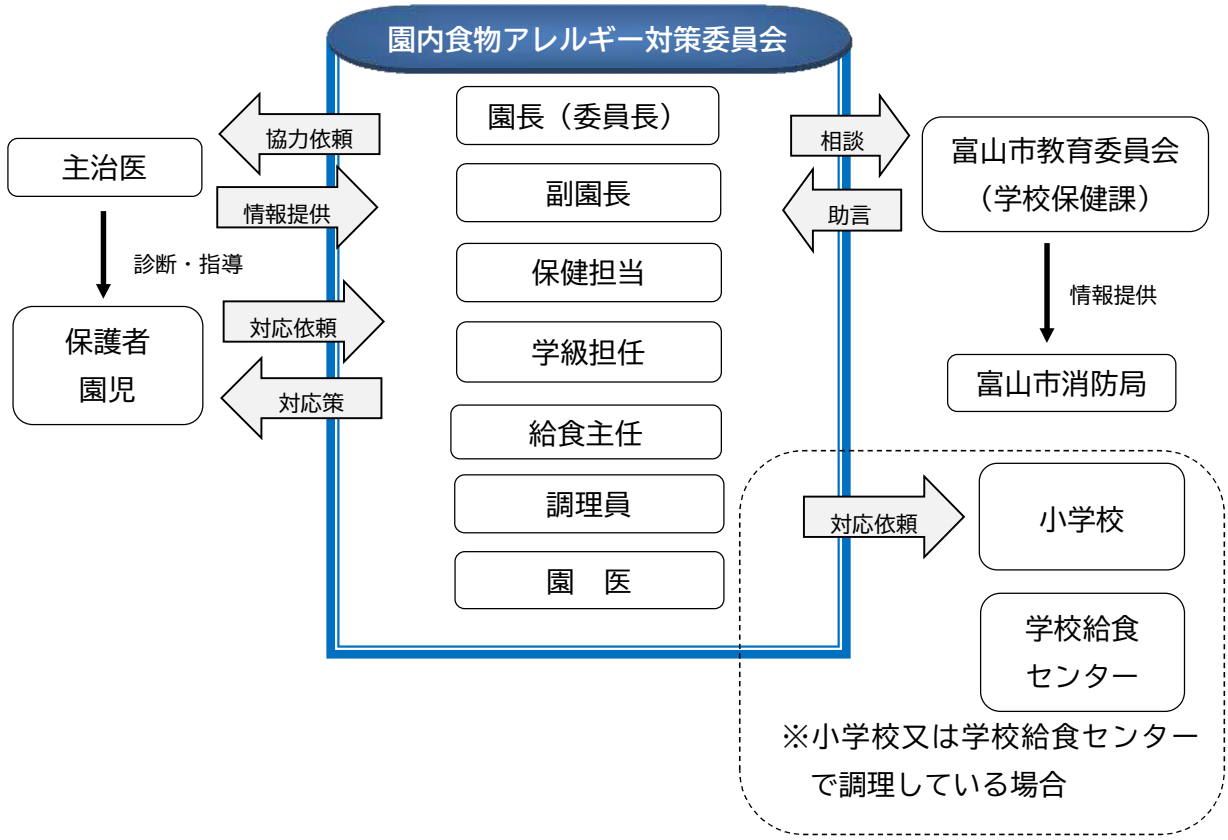
＜例１：単独校調理場の場合＞



＜例２：学校給食センター受配校の場合＞



＜例３：幼稚園の場合＞


園内食物アレルギー対策委員会
園長（委員長）
副園長
保健担当
学級担任
給食主任
調理員
園　医
主治医
協力依頼
情報提供
診断・指導
保護者
園児
対応依頼
対応策
相談
助言
富山市教育委員会
（学校保健課）
情報提供
富山市消防局
対応依頼
小学校
学校給食
センター
※小学校又は学校給食センター
で調理している場合

（２）校（園）内食物アレルギー対策委員会における教職員の役割（例）

＜校（園）内食物アレルギー対策委員会における教職員の役割一覧＞

【 小学校・中学校・義務教育学校 】　　◎責任者　○担当者　（　　）は責任者不在の場合

役　　割	校長	教頭	教務主任	学年主任	学級担任	保健主事	養護教諭	給食主任	栄養教諭等	調理員	学校医
校内食物アレルギー対策委員会の設置・招集	◎	○									
校内食物アレルギー対策委員会における対応策の決定	◎										
校内食物アレルギー対策委員会の開催	○	◎	○	○	○	○	○	○	○		
食物アレルギー対応プランの保管・管理		◎					○		○		
食物アレルギー対応プランの作成		◎	○	○	○	○	○	○	○		
食物アレルギー対応プラン作成にあたっての指導及び助言											◎
教職員全員へアレルギー対応策を伝達・周知及び共通理解	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者や関係機関等との連絡窓口として全体の連絡調整		◎			○		○	○	○		
教職員への連絡調整及び指導助言		◎		○		○	○		○		
個別面談において保護者に対して対応策を伝達		◎		○	○	○	○	○	○		
児童生徒の実態把握					○	◎	○	○	○	○	
主治医、学校医への協力依頼	◎						○				
主治医、学校医に対し、応急処置の方法や連絡先を確認		○			○	○	◎	○			
食物アレルギーが発症した場合の対応方法の検討		○	○	○	○	○	◎				
校内研修等の企画、実施			◎			○	○		○		
他の児童生徒への指導方法の検討			◎	◎	○	○	○	○	○	○	
給食時の事前チェック内容の確認					◎		○	○	○	○	
食物アレルギー対応献立表・対応予定一覧表等の作成							○	(◎)	◎	○	
食物アレルギー対応献立表・対応予定一覧表等の確認	○	◎	○				○	○			

【 幼稚園】　　◎責任者　○担当者　（　　）は責任者不在の場合

役　　割	園長	副園長	学年主任	学級担任	保健担当	給食主任	調理員	園医
園内食物アレルギー対策委員会の設置・招集	◎							
園内食物アレルギー対策委員会における対応策の決定	◎							
園内食物アレルギー対策委員会の開催	◎	○	○	○	○	○	○	
食物アレルギー対応プランの保管・管理		◎						
食物アレルギー対応プランの作成	◎	○	○	○	○	○		
食物アレルギー対応プラン作成にあたっての指導及び助言								◎
教職員全員へアレルギー対応策を伝達・周知及び共通理解	◎	○	○	○	○	○		
保護者や関係機関等との連絡窓口として全体の連絡調整	◎	○	○	○	○	○	○	○
教職員への連絡調整及び指導助言	◎	○	○	○	○	○		
個別面談において保護者に対して対応策を伝達			○	◎	○	○		
園児の実態把握			○	◎	○	○		
主治医、園医への協力依頼	◎				○			
主治医、園医に対し、応急処置の方法や連絡先を確認	◎	○			○			
食物アレルギーが発症した場合の対応方法の検討	◎	○	○	○	○			
園内研修等の企画、実施		◎	○					
他の園児への指導方法の検討		◎	○	○	○	○		
給食時の事前チェック内容の確認	○			◎		○		
食物アレルギー対応献立表・対応予定一覧表等の作成						◎	(○)	
食物アレルギー対応献立表・対応予定一覧表等の確認	◎	○						

（３）校内体制整備に向けた教育委員会の役割

教育委員会では次のような取組を行い、学校における食物アレルギー対応への支援を行う。

【食物アレルギー対応へのルールづくり】

富山市食物アレルギー対策委員会を活用し、食物アレルギーへの対応についての基本的な考え方を整理する。また、各学校共通の課題等に対するルールづくりを行う等、食物アレルギーへの対応のための環境整備を図る。

【情報提供】

学校給食での対応方法や緊急時における対応事例等、学校における食物アレルギー対応の実態把握に努めるとともに、必要な情報を随時、学校に対して提供する。

【教職員研修会の開催】

教職員研修会を積極的に開催する。また、学校が独自に開催する研修会に対しても、必要な支援を行う。

【相談・助言】

「食物アレルギー対応プラン（様式５）」の作成や具体的な食物アレルギーへの対応方法の検討に当たっては、学校からの相談に対して、随時、必要な助言を行う。

また、栄養教諭等が未配置の学校に対しては、「食物アレルギー対応予定一覧表（様式８-①又は８-②）」等の給食対応関係書類の作成への支援を行う。

【保健・給食器材等の確保】

緊急時対応に必要となる機器や、除去食の提供に必要な食器、調理器具等、食物アレルギー対応に必要な器材の確保に努める。

【医療機関（医師会）及び消防機関との連携体制】

主体となって医療機関や医師会、消防機関等との連携を進める。ガイドラインや学校生活管理指導表の運用については、関係機関と共通理解を図り、定期的に協議の場を設け、学校医や主治医の指導助言を受ける。

また緊急時の対応を充実するために、エピペン®、ネフィー®を保持している児童生徒等の情報や対応について把握し、消防機関との連携を図る。

【すべての事故及びヒヤリハット情報収集とフィードバック】

各学校に対し、すべての事故及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求める。また、報告を受けた事例をもとに再発防止策を検討し、事故防止の徹底に努める。

2　学校における対応

2-1　配慮や管理が必要な児童生徒等への取組実践までの流れ

（１）入園、入学時の流れ

【幼稚園】

手　順	内　容
１　食物アレルギー調査の実施（様式１） **※新入園児健康診断（11 月頃）** ※新入園児健康診断の際に手順１から手順３までを同時に行うなど、保護者の負担に配慮して具体的な実施方法を検討する。	［担当者］副園長、保健担当等　　［配布物］様式１、１－① ・「現在、お子様は食物アレルギーがありますか」の質問で、「ア　はい」と回答があった調査票を選別する。 ・「ア　はい」と回答があった調査票については、副園長、保健担当等の複数の教職員で確認し、さらに詳細な聞き取りが必要かどうかを判断する。 **【Ａ詳細な聞き取り　要・不要いずれかに〇】** ⑴保護者が給食対応を希望し、対応実施基準（Ｐ４参照）を満たしている⇒ 手順２へ ⑵保護者が給食対応を希望しているが、対応実施基準を満たしていない ⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明⇒対応実施基準を満たせば 手順２へ ⑶保護者が給食以外の対応のみを希望している又は全ての対応を希望していない ①エピペン®、ネフィー®を処方されている⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明 ⇒ 手順２へ　※エピペン®、ネフィー®の処方がある場合は、保護者の希望の有無に関わらず、必ず学校生活管理指導表の提出を依頼する ②エピペン®、ネフィー®の処方はなく、アレルゲンが「給食では扱わない食材」「一目で分かり自己除去しやすい」等、給食対応をしなくても安全が確保できると判断 ⇒詳細な聞き取り不要⇒給食対応なし【Ｂ学校生活管理指導表の提出依頼　無に〇】⇒終了 ③エピペン®、ネフィー®の処方はないが、給食対応をしなければ安全面で不安がある⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明 ⇒希望するに変更されれば、 手順２へ ⇒希望されない場合は、園内食物アレルギー対策委員会で安全体制の確認や対応を協議
２　学校生活管理指導表の提出依頼（様式３）	［担当者］副園長、保健担当等 ［配布物］様式３、３－①、３－② **【Ｂ学校生活管理指導表の提出依頼　有に〇】**
３　面談Ⅰ **（詳細な状況の確認）**	［担当者］保健担当、給食主任、管理職等 ・様式２に面談の内容を記録しておく。 ・小学校で調理している場合は、小学校と事前に対応について相談。 ・給食センターで調理している場合は、事前にセンターと対応について相談。

4　食物アレルギー対応プランの作成（様式５）	[担当者]学級担任、保健担当、給食主任等 ・食物アレルギー調査票、面談Ⅰの記録を基に作成
5　園内食物アレルギー対策委員会の開催（～２月）	[担当者]園長ほか（Ｐ８参照） [内　容]救急時の体制確認、本人への給食対応、学級での給食指導方法、その他配慮事項 **【C給食対応決定　無・有いずれかに〇、有の場合は該当に✔】**
6　学校給食センターへの対応依頼（～３月上旬）（給食センターで調理している場合のみ）	［担当者］保健担当、給食主任、管理職等 ［内容］新学期からの給食対応及び書類作成準備のため、学校給食センターへ次の書類を提出する。 ・食物アレルギー対応依頼書（様式 11） ・校内体制図（様式 11） ・学校生活管理指導表の写し
7　面談Ⅱ（～３月）（保護者へのプラン説明）	[担当者］副園長、学級担任、給食主任等 [内　容]幼稚園での対応策の説明 ・食物アレルギー対応プランに保護者の承諾サインをもらう。 ・様式４「アレルギー緊急時個別対応票」の太枠部分を、園と保護者とで確認して記載する。
8　教職員への周知（４月、入園式前）	[担当者]園長 [内　容]当該園児の氏名、学級、エピペン®・ネフィー®・内服薬の処方内容と園での保管状況、給食対応等
9　保護者への情報提供（４月、入園式まで）	[担当者]学級担任等 [内　容]給食関係書類を保護者へ提供

【小学校・義務教育学校】

手　順	内　容
1　食物アレルギー調査の実施（様式１） ※就学時健康診断の際に実施（10～11 月頃） ※就学時健診の際に手順１から手順３までを同時に行うなど、保護者の負担に配慮して具体的な実施方法を検討する。	［担当者］養護教諭、栄養教諭等 ［配布物］様式１、１－① ・「現在、お子様は食物アレルギーがありますか」の質問で、「ア　はい」と回答があった調査票を選別する。 ・「ア　はい」と回答があった調査票については、養護教諭、栄養教諭等の複数の教職員で確認し、さらに詳細な聞き取りが必要かどうかを判断する。 **【A詳細な聞き取り　要・不要いずれかに〇】** ⑴保護者が給食対応を希望し、対応実施基準（Ｐ４参照）を満たしている⇒ 手順２へ ⑵保護者が給食対応を希望しているが、対応実施基準を満たしていない ⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明⇒対応実施基準を満たせば 手順２へ ⑶保護者が給食以外の対応のみを希望している又は全ての対応を希望していない ①エピペン®、ネフィー®を処方されている⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明 ⇒ 手順２へ※エピペン®、ネフィー®の処方がある場合は、保護者の希望の有無に関わらず、必ず学校生活管理指導表の提出を依頼する ②エピペン®、ネフィー®の処方はなく、アレルゲンが「給食では扱わない食材」「一目で分かり自己除去しやすい」等、給食対応をしなくても安全が確保できると判断 ⇒詳細な聞き取り不要⇒給食対応なし【Ｂ学校生活管理指導表の提出依頼　無に〇】⇒終了 ③エピペン®、ネフィー®の処方はないが、給食対応をしなければ安全面で不安がある ⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明⇒希望するに変更されれば、 手順２へ ⇒希望されない場合は、校内食物アレルギー対策委員会で安全体制の確認や対応を協議
2　学校生活管理指導表の提出依頼（様式３）	［担当者］養護教諭、栄養教諭等 ［配布物］様式３、３－①、３－② **【Ｂ学校生活管理指導表の提出依頼　有に〇】**
3　面談Ⅰ **・詳細な状況の確認** **・学校への要望等の聞き取り**	［担当者］養護教諭、栄養教諭、管理職等 ・面談の内容は記録（様式２）しておく。 ・センター受配校は、事前にセンターと対応について相談。
4　食物アレルギー対応プランの作成（様式５）	［担当者］養護教諭、栄養教諭等 ・食物アレルギー調査票、面談Ⅰの記録、管理指導表等を基に作成
5　校内食物アレルギー対策委員会の開催（～２月）	［担当者］校長、教頭ほか（Ｐ８参照） ［内　容］救急時の体制確認、本人への給食対応、学級での給食指導方法、その他配慮事項 **【C給食対応決定　無・有いずれかに〇、有の場合は該当に✔】**

6　学校給食センターへの対応依頼（～３月上旬）（センター受配校のみ）	［担当者］養護教諭、給食主任等 ［内容］新学期からの給食対応及び書類作成準備のため、学校給食センターへ次の書類を提出する。 ・食物アレルギー対応依頼書（様式 11） ・校内体制図（様式 11） ・学校生活管理指導表の写し
7　面談Ⅱ（～３月）（保護者へのプラン説明）	[担当者]教頭、養護教諭、栄養教諭等 [内　容]学校での対応策の説明 ・食物アレルギー対応プランに保護者の承諾サインをもらう。 ・様式４「アレルギー緊急時個別対応票」の太枠部分を、学校と保護者とで確認して記載する。
8　教職員への周知（４月、入学式前）	[担当者]校長、養護教諭 [内　容]当該児童の氏名、学級、エピペン®・ネフィー®・内服薬の処方内容と学校での保管状況、給食対応等
9　保護者への情報提供（４月、入学式まで）	[担当者]学級担任等 [内　容]給食関係書類を保護者へ提供

【中学校】

手　順	内　容
1　関係書類の引継ぎ （12 月中） ※義務教育学校・小中一貫校は必要に応じて対応する。（義務教育学校は、小学校を前期課程、中学校を後期課程として対応）	［担当者］小学校養護教諭 ［引継ぎ書類］様式１、様式５、学校生活管理指導表 ［内容］中学校への関係書類の送付 ・６年生の２学期時点で食物アレルギー対応をしている児童の「食物アレルギー調査票」、「食物アレルギー対応プラン」、「学校生活管理指導表」の写しを進学予定の市立中学校に送付する。 ・送付は、学校選択制の抽選終了後（12 月中旬）から２学期終業式までに行う。 ※国立や私立の中学校への進学を希望している児童分は、進学先が確定後に必要に応じて送付する。（市立中学校に進学の場合） ・送付する書類は、重要な個人情報のため、個人情報管理に関する学校共通ルールや校内ルール等に従って、適切に受け渡しをすること。 ［担当者］中学校養護教諭 ［内容］小学校から送付された書類の確認と保護者への連絡 ・小学校から送付された書類を確認する。 ・入学説明会までに、保護者へ中学校入学後も食物アレルギー対応が必要かを確認し、対応を希望される場合は、入学説明会の日などに面談を行うことを伝える。
２　食物アレルギー調査の実施（様式１） ※他市町村から入学予定の生徒には、入学説明会の折等に調査を実施する。 ※入学説明会の際に手順２から手順４までを同時に行うなど、保護者の負担に配慮して具体的な実施方法を検討する	［担当者］小学校養護教諭 ［配布物］様式１、１－① ［内容］食物アレルギー調査票の配付 ・６年生に「食物アレルギー調査票」を配付し、中学校の入学説明会に持参するよう連絡する。 ※既に食物アレルギー対応を行っている児童の関係書類は事前に中学校へ引き継いでいるが、調査票の配付漏れを防ぐため、全ての児童に配付する。 ［担当者］中学校養護教諭、給食主任等 ［内容］食物アレルギー調査票の回収・確認 ・入学説明会当日に保護者が持参する、食物アレルギー調査票を回収し、次の手順で確認する。 ・「現在、お子様は食物アレルギーがありますか」の質問で、「ア　はい」と回答があった調査票を選別する。 ・「ア　はい」と回答があった調査票については、養護教諭、給食主任等の複数の教職員で確認し、さらに詳細な聞き取りが必要かどうかを判断する。 **【A 詳細な聞き取り　要・不要いずれかに〇】** ※小学校から事前に関係書類の引継ぎを受けている児童についても確認を行う。

	⑴保護者が給食対応を希望し、対応実施基準（Ｐ４参照）を満たしている⇒ 手順３へ ⑵保護者が給食対応を希望しているが、対応実施基準を満たしていない ⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明⇒対応実施基準を満たせば 手順３へ ⑶保護者が給食以外の対応のみを希望している又は全ての対応を希望していない ①エピペン®、ネフィー®を処方されている⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明 ⇒ 手順３へ ※エピペン®、ネフィー®の処方がある場合は、保護者の希望の有無に関わらず、必ず学校生活管理指導表の提出を依頼する ②エピペン®、ネフィー®の処方はなく、アレルゲンが「給食では扱わない食材」「一目で分かり自己除去しやすい」等、給食対応をしなくても安全が確保できると判断 ⇒詳細な聞き取り不要⇒給食対応なし【Ｂ学校生活管理指導表の提出依頼　無に〇】⇒終了 ③エピペン®、ネフィー®の処方はないが、給食対応をしなければ安全面で不安がある⇒詳細な聞き取り（様式２に記録）と丁寧な説明 ⇒希望するに変更されれば、 手順３へ ⇒希望されない場合は、校内食物アレルギー対策委員会で安全体制の確認や対応を協議
３　学校生活管理指導表の提出依頼（様式３）	[担当者]養護教諭、栄養教諭等 [配布物]様式３、３－①、３－② **【Ｂ学校生活管理指導表の提出依頼　有に〇】**
４　面談Ⅰ **・詳細な状況の確認** **・学校への要望等の聞き取り**	[担当者]養護教諭、保健主事、給食主任、管理職等 ・面談の内容を記録（様式２）しておく。 ・センター受配校は、事前にセンターと対応について相談。
５　食物アレルギー対応プランの作成（様式５）	[担当者] 養護教諭、保健主事、給食主任等 ・食物アレルギー調査票、面談Ⅰの記録、管理指導表を基に作成
６　校内食物アレルギー対策委員会の開催（～３月）	[担当者] 校長、教頭ほか（Ｐ８参照） [内　容]救急時の体制確認、本人への給食対応、学級での給食指導方法、その他配慮事項 **【Ｃ給食対応決定　無・有いずれかに〇、有の場合は該当に✔】**
７　学校給食センターへの対応依頼（～３月上旬） **（センター受配校のみ）**	［担当者］養護教諭、給食主任等 ［内容］新学期からの給食対応及び書類作成準備のため、学校給食センターへ次の書類を提出する。 ・食物アレルギー対応依頼書（様式 11） ・校内体制図（様式 11） ・学校生活管理指導表の写し

８　面談Ⅱ（～３月） （保護者へのプラン説明）	[担当者] 教頭、養護教諭、保健主事、給食主任等 ※給食センター栄養教諭等へ必要に応じて同席を依頼する。（卵除去開始の年や重度の食物アレルギーがある場合など） [内　容]学校での対応策の説明 ・食物アレルギー対応プランに保護者の承諾サインをもらう。 ・様式４「アレルギー緊急時個別対応票」の太枠部分を、学校と保護者とで確認して記載する。
９　教職員への周知 （４月、入学式前）	[担当者]校長、養護教諭 [内　容]当該生徒の氏名、学級、エピペン®・ネフィー®・内服薬の処方内容と学校での保管状況、給食対応等
１０　保護者への情報提供 （４月、入学式まで）	[担当者]学級担任等 [内　容]給食関係書類を保護者へ提供

（２）入園、入学後の１年間の流れ

手　順	内　容
１　食物アレルギー対応の確認（４月）	・４月の新学期開始前までに、食物アレルギー対応が必要な児童生徒等について、全教職員で共通理解を図る。 ・学校での給食対応の有無に関わらず、アレルギーを有する全児童生徒等について情報を共有する。
２　給食対応の確認(毎月) 食材を扱う授業等の確認（随時）	・給食対応の内容確認 ［担当者］校長／園長、教頭／副園長、学級担任、養護教諭、栄養教諭等 ［確認内容］アレルゲンが含まれるメニューの確認、体調の確認 ・食材を扱う授業等の確認 ［担当者］校長／園長、教頭／副園長、学級担任、養護教諭、栄養教諭等 ［確認内容］食材を扱う授業等の実施の有無の確認、実施有の場合は様式 16-①、16-②を作成し、実施内容・注意事項の確認、体調の確認
３　評価・見直し（随時）	・給食対応や食材を扱う授業、その他行事等における対応の見直し ［担当者］学級担任、養護教諭、栄養教諭等 ※対応策を変更する場合は、校（園）内食物アレルギー対策委員会を開催する。 ［検討内容］「食物アレルギー対応プラン（様式５）」の対応策がとられているか、不都合はないか、体調等に問題はないか。
４　保護者との面談（学期末等）	・学期末個別懇談会、家庭訪問等で、学校外での様子の確認 ［担当者］学級担任
５　食物アレルギー調査（様式１）	・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の各最終学年を除く児童生徒等に毎年実施（11 月～12 月） ・小学６年生の調査票の配付は１月中に小学校で行い、保護者が入学説明会の際に進学予定先の中学校に提出する。 ［担当者］養護教諭、栄養教諭等

6　関係書類の引継ぎ	・小学６年生の２学期時点で食物アレルギー対応を行っている児童は、様式１、様式５、学校生活管理指導表の写しを２学期の終業式までに、小学校から進学予定先の市立中学校に引き継ぐ。 ※国立や私立の中学校に進学を希望する児童分は、進学先が確定後に必要に応じて送付する。（市立中学校に進学する場合） ・義務教育学校、小中一貫校で、６年生が別の市立中学校に進学を希望する場合や別の小学校から後期課程又は中学部に入学者がいる場合は、小学校又は中学校と同様の対応を行う。 ［担当者］養護教諭、栄養教諭等 ［引継書類］食物アレルギー調査票（様式１） 食物アレルギー対応プラン（様式５） 学校生活管理指導表（様式３）
7　学校給食センターへの対応依頼 （センター受配校のみ）	［担当者］養護教諭、保健担当、給食主任、栄養教諭等 ［内容］新学期からの給食対応及び書類作成準備のため、学校給食センターへ次の書類を提出する。（２月中旬まで） ［提出書類］食物アレルギー対応依頼書（様式 11） 校内体制図（様式 11） 学校生活管理指導表の写し

【新規に対応を希望】
調査実施後の手順については、入園・入学時と同じ（マニュアル P10～16 参照）

【継続して対応を希望】
調査実施後の手順については、入園・入学時と同じとするが、個別懇談会等の機会をとらえたり、電話や連絡帳等も活用したりするなど、保護者の負担に配慮しながら、丁寧に対応を行う。
電話や連絡帳等の内容や面談結果は、様式２①②に記録しておく。

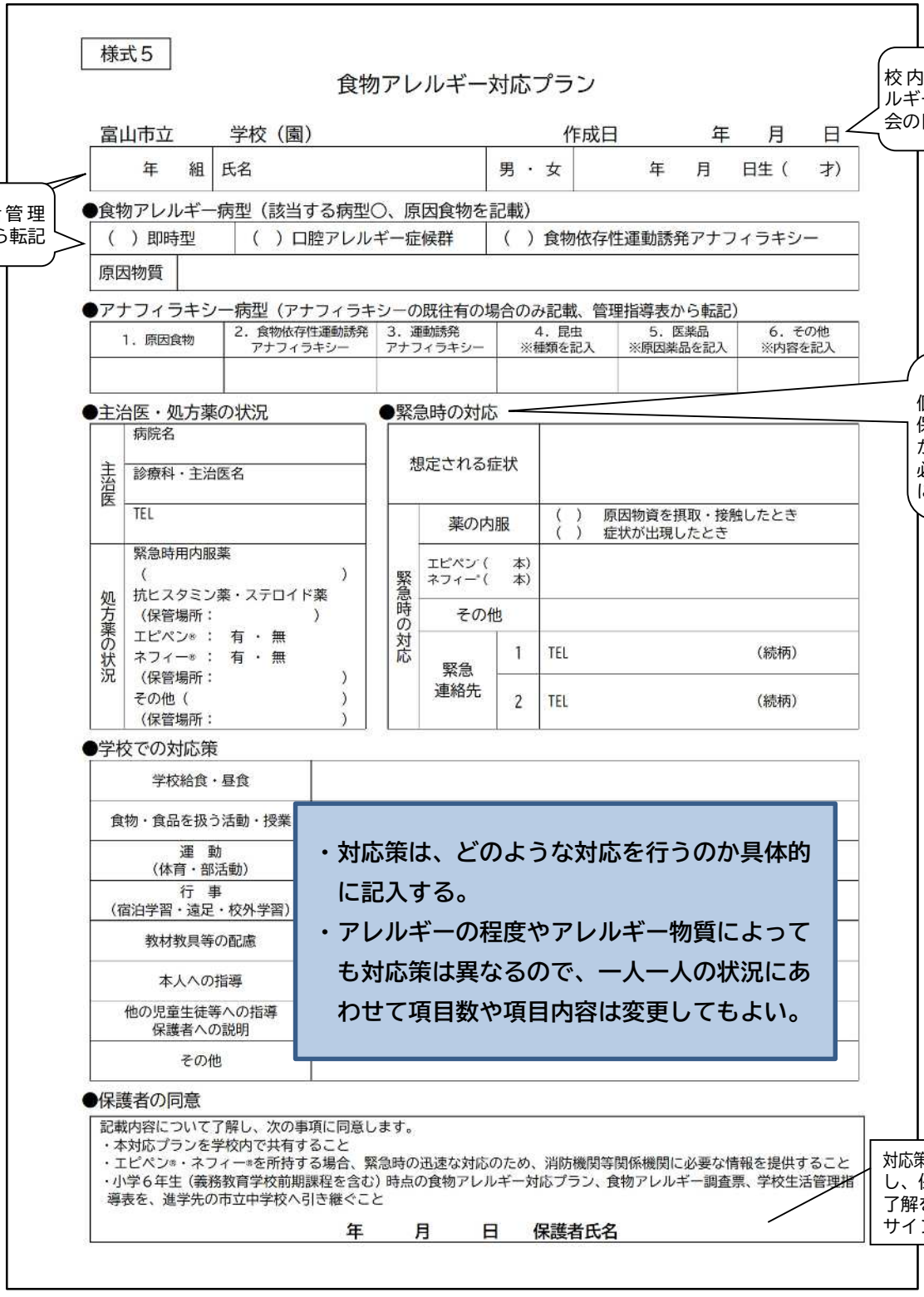
【継続して対応を希望しない】
・学校給食食物アレルギー対応解除（一部解除）の申出書（様式６）の提出依頼
・内容を確認し、安全に給食を提供することが可能であれば承認する。
・内容を確認し、安全に給食を提供することが難しいと判断した場合は、校（園）内アレルギー対策委員会で対応を協議し、対応を決定する。

※転入時には、時期に関わらず、手順５から実施する。

（3）食物アレルギー対応プランの作成

学校では、食物アレルギーを有する児童生徒等の一人一人に対して、具体的に配慮・管理すべき事項を確実に実施するため、「食物アレルギー対応プラン（様式５）」を作成する。作成の際は、必ず学校生活管理指導表や面接記録用紙を基に記載する。

記載例



様式５

食物アレルギー対応プラン

富山市立　　学校（園）　　作成日　　年　月　日

年　組	氏名	男・女	年　月　日生（　才）

●食物アレルギー病型（該当する病型○、原因食物を記載）

（　）即時型	（　）口腔アレルギー症候群	（　）食物依存性運動誘発アナフィラキシー
原因物質		

●アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往有の場合のみ記載、管理指導表から転記）

1．原因食物	2．食物依存性運動誘発アナフィラキシー	3．運動誘発アナフィラキシー	4．昆虫 ※種類を記入	5．医薬品 ※原因薬品を記入	6．その他 ※内容を記入

●主治医・処方薬の状況

主治医	病院名
	診療科・主治医名
	TEL
処方薬の状況	緊急時用内服薬 （　）
	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬 （保管場所：　）
	エピペン®：有・無
	ネフィー®：有・無
	（保管場所：　）
	その他（　）
	（保管場所：　）

●緊急時の対応

想定される症状			
緊急時の対応	薬の内服		（　）原因物資を摂取・接触したとき （　）症状が出現したとき
	エピペン（　本） ネフィー®（　本）		
	その他		
	緊急連絡先	1	TEL　（続柄）
		2	TEL　（続柄）

●学校での対応策

学校給食・昼食	
食物・食品を扱う活動・授業	
運　動（体育・部活動）	
行　事（宿泊学習・遠足・校外学習）	
教材教具等の配慮	
本人への指導	
他の児童生徒等への指導保護者への説明	
その他	

●保護者の同意

記載内容について了解し、次の事項に同意します。
・本対応プランを学校内で共有すること
・エピペン®・ネフィー®を所持する場合、緊急時の迅速な対応のため、消防機関等関係機関に必要な情報を提供すること
・小学６年生（義務教育学校前期課程を含む）時点の食物アレルギー対応プラン、食物アレルギー調査票、学校生活管理指導表を、進学先の市立中学校へ引き継ぐこと

年　月　日　保護者氏名

校内食物アレルギー対策委員会の日を記入

学校生活管理指導表から転記

「アレルギー緊急時個別対応票」及び保護者との面接結果から記入。
必要に応じて主治医にも確認

・対応策は、どのような対応を行うのか具体的に記入する。
・アレルギーの程度やアレルギー物質によっても対応策は異なるので、一人一人の状況にあわせて項目数や項目内容は変更してもよい。

対応策等を説明し、保護者の了解を得た後サインをもらう。

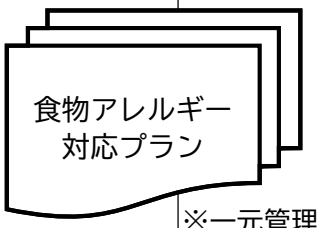
（４）情報の共有と個人情報の保護について

食物アレルギーを有する児童生徒等に関する情報は、緊急時に速やかに対応するため、全教職員で共有する。ただし、当該児童生徒等の個人情報の取り扱いについては、十分に配慮する。

【食物アレルギー対応プランの管理】

・食物アレルギーに関する書類は、一人分ずつ次の順にファイルに綴じる。

①食物アレルギー対応プラン（様式５）
②アレルギー緊急時個別対応票（様式４）
③食物アレルギー対応経過記録（様式 13）
④食物アレルギー調査票（様式１）
⑤食物アレルギー（面接・電話）記録（様式２）
⑥学校生活管理指導表（様式３）
⑦食物アレルギー対応解除（一部解除）の申出書（様式６）
⑧食物アレルギー対応依頼書（様式 11）【センター受配校】
⑨食物アレルギー対応解除（一部解除）届（様式 12）【センター受配校】



※一元管理する

⑩食物アレルギー対応献立表（様式７－①）

・管理は個人情報管理責任者（教頭/副園長）が行い、職員室で一元管理する。
・常に定位置に保管し、緊急時以外は書類の持ち出しはしない。
・保存年限は、①～⑨は在学中、⑩は１年とする。
※④は食物アレルギーの有無に関わらず保存年限は在学中とする。

【教職員等への周知】

・教職員へ周知を行う際は、外部の者や児童生徒等がいない場所や時間等を選んで行う。
・給食対応の確認のために、職員室内に一覧表等を貼付する必要がある場合は、外部の者や児童生徒等から見えない場所にする。
・作成した電子データは、教職員各自のパソコンに保存したり、ＵＳＢメモリ等の記憶媒体で持ち出したりしない。
・教職員以外で児童生徒等に関わる者（部活動の外部指導員、地域のボランティア等）に周知する必要がある場合は、必ず保護者の同意を得てから行う。
・名簿や一覧表は必要な者だけが所有し、必要が無くなったときは速やかに廃棄する。

（５）教職員への研修について

食物アレルギーを有する児童生徒等について、全教職員で情報の共有を図るとともに、誰もが緊急時に適切に対応できるようにする。アナフィラキシー発症時にも対応できる救急セットを準備したり、校内研修を実施したりして、万全の対応を整える。

【研修時期】

・年度始め（学校給食開始前まで）に、必ず教職員全員の共通理解を図る。
・校外行事や宿泊を伴う行事の前などに、必要に応じて研修を実施する。

【校内研修の内容】

①食物アレルギーの基本的な知識の理解
- ・食物アレルギーについて（アレルギーの病型、原因、症状、治療方法等）
- ・アナフィラキシーについて（アナフィラキシーの病型、原因、症状、治療方法等）

②校内及び関係機関との連携体制の構築
- ・異校種（幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高校）間の情報の共有や連携の在り方
- ・該当児童生徒等に対する個別指導の在り方
- ・医療機関との連携（学校生活管理指導表、食物アレルギー対応プランの情報）

③日常生活での配慮事項
- ・給食での対応
- ・給食以外での対応
  （調理実習、食品や食品包装を使用する実験や工作、校外学習、宿泊学習、修学旅行等）
- ・食育授業等の活用

④緊急時の対応
- ・エピペン®、ネフィー®、その他内服薬を処方されている児童生徒等と保管場所の確認
- ・発症時の症状と対応の仕方（教職員の役割分担）
- ・緊急時対応訓練（シミュレーション形式での研修、消防機関や医療機関との連携）
- ・エピペン®の実技研修

教職員の校内研修用貸出資料

①エピペン®トレーナー
②ＤＶＤ「学校管理下における食物アレルギーへの対応」 － 日本スポーツ振興センター企画
③ネフィー®練習用見本（複数回使用・バネ式タイプ）
④ネフィー®練習用鼻模型

申込先：学校保健課保健係　（電話）443－2136 （メール）hoken@city.toyama.toyama.jp

2-2　学校給食における食物アレルギー対応

（１）学校給食における食物アレルギーの対応方針

学校給食における食物アレルギーの対応は、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び富山県教育委員会「学校における食物アレルギー対応指針」に基づいて、次の方針で対応する。

① 安全性を最優先とする

「安全性」を最優先する。栄養価の充足やおいしさ、彩り、保護者や児童生徒等の希望は、「安全性が十分に確保される」方法で検討する。

② 二者択一の給食提供を行う

給食は、「原因食物の完全除去」または、「ほかの児童生徒と同じように、すべての給食を提供」のいずれかとする。

原因食物が含まれる献立は、含まれる量にかかわらず、すべて提供しない。

●二者択一したうえでの段階的な給食対応（レベル１～３まで実施）

文部科学省及び富山県教育委員会の対応指針では、次のレベル１からレベル４まで段階的な対応を示しているが、本市では安全性を最優先とし、レベル３までの対応とする。

レベル１　詳細な献立表対応

給食で使われている原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、保護者や本人、学校等と情報共有し、原因食物を含んだ献立を、給食から除いて提供すること。

詳細な献立表は、すべての対応レベルにおいて配布する。

レベル２　弁当対応（一部弁当対応・完全弁当対応）

除去された献立に代わって、家庭から代替品（おかず等）を持参すること。

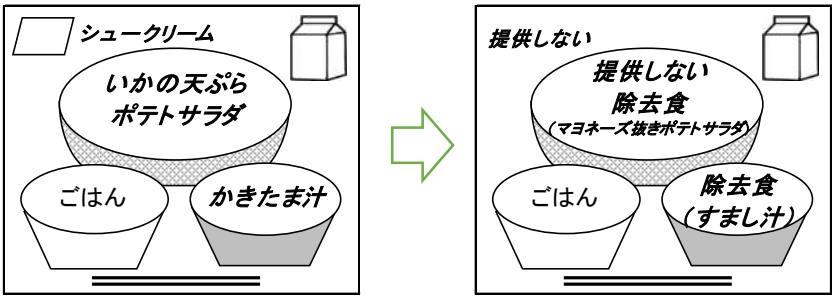
給食で除去された献立に代わって、部分的に家庭から代替品（おかず等）を持参する「一部弁当対応」と、給食は食べず、毎日すべての食事を家庭から持参する「完全弁当対応」がある。

レベル３の除去食対応の場合でも、栄養量に偏りが生じないよう、一部弁当となることもある。（弁当対応の考慮対象は P28 参照）

レベル３　除去食対応（鶏卵のみ対応）

調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供すること。
給食で除去する原材料は、鶏卵（うずら卵を含む）のみとする。

【献立例】　　【除去食】



・いかの天ぷらには卵が含まれているが、加工品であることから卵を除去できないため、提供しない。
・ポテトサラダは、マヨネーズに卵が含まれているため、マヨネーズを除去し、別の味付けをした除去食（ポテトサラダ）を提供する。
・かきたま汁は調理過程で卵を除去し、除去食（すまし汁）を提供する。

【卵除去食の対応例】

献立	対応
親子煮	除去食（卵の除去）
八宝菜	除去食（うずら卵の除去）
ひじきサラダ	除去食（マヨネーズの除去）
フレンチサラダ	除去食（ﾌﾚﾝﾁﾄﾞﾚｯｼﾝｸﾞの除去）

献立	対応
オムレツ	提供しない
クレープ	提供しない
プリン	提供しない
ふりかけ	提供しない

・「原因食物の完全除去」対応とした場合、原因食物が含まれる献立は、含まれる量にかかわらず、給食では提供しない。
・学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性という観点から、保護者に丁寧に説明し理解を得る。

レベル４　代替食（対応しない）

除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供すること。
通常の学校給食とは全く別に調理作業ができるよう、作業分担や作業場所が必要であり、安全性の確保ができないため、代替食は提供しない。

（2）給食時間における留意事項

全ての対応レベルにおいて、次の点に留意する。

・毎日、食物アレルギー対応献立表と給食の内容を確認する。
・給食において食物アレルギー対応を行う児童生徒等の給食は、毎日、最初に配膳する。
・食物アレルギー対応の児童生徒等のおかわりは、誤食事故を防ぐために、毎日、すべての献立について禁止する。
・学級担任が不在の場合の対応を、明確にしておく。
・本人が精神的負担を感じないように配慮する。（他の児童生徒等の理解）
・食物アレルギー対応の児童生徒等が食べる給食に、原因食物を接触させないようにする。

（3）乳糖不耐症等食物アレルギー以外による給食対応について

乳糖不耐症（食物アレルギーではないが、牛乳を摂取すると下痢などの体調不良を引き起こすと医師から診断されている）等により牛乳が飲めないと申し出があった場合は、牛乳停止に関する申出書（様式 15）の提出を依頼し、牛乳を提供しないこととする。なお、牛乳停止に関する申出書は毎年度提出を依頼する。

2-3　学校給食における段階的な対応の進め方

（１）対応レベル

【レベル１】　詳細な献立表対応
【レベル２】　弁当対応（一部弁当対応・完全弁当対応）
【レベル３】　除去食対応（鶏卵の除去）

（２）段階的な対応の進め方

【レベル１】詳細な献立表対応

●給食で使われている原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、保護者や本人、学校等と情報を共有し、原因食物を含んだ献立を、給食から除いて提供する対応である。
●詳細な献立表の作成は学校給食対応の基本であり、すべての対応レベルにおいて（完全弁当対応は除く）配布する。

	対応内容	単独校（配置校）※1	単独校（未配置校）※2	ｾﾝﾀｰ受配校 ※3・幼稚園
事前準備	・食物アレルギー対応献立表（様式７）を個人用に作成する。 ◎特定原材料及び特定原材料に準ずるもの以外のアレルゲンについては追記する。 ◎記載もれ等がないように複数の関係者で確認する。	栄養教諭等	給食主任・養護教諭	ｾﾝﾀｰの栄養教諭等・幼稚園の給食主任
	・食物アレルギー対応献立表（様式７）を保護者、教職員に配布する。	栄養教諭等	給食主任・養護教諭	給食主任
	・保護者は、食物アレルギー対応献立表（様式７）を確認・了承し、記名したのち学校に提出する。	保護者	保護者	保護者
	・保護者から提出された食物アレルギー対応献立表（様式７）について、情報を教職員で共有する。 ・様式７は、学級全体でアレルギー事故を防止する観点から、事前に保護者の了承を得て、教室に掲示することが望ましい。 ・原則、食物アレルギー対応予定一覧表（様式８-①又は８-②）を作成し、教職員全体で毎日確認できるよう掲示等の工夫をする。（給食対応が必要な児童生徒等が１名の場合などは省略も可能）	栄養教諭等	給食主任・養護教諭	給食主任・養護教諭
当日	・提供しない献立について、食缶・ボール等見えやすい位置に連絡カード（様式 10－②）を貼る。 ※連絡カードは見落とし防止のために、目立つ色の紙で作成したり、サイズを大きくするなどの工夫をする。	調理員	調理員	
	・除去する献立の確認を行う。 ※学級担任が不在の場合でも確認漏れがないように、給食時間を担当する教員は、教室に掲示等した様式７の確認を徹底する。 ・原因食物が入っている献立は提供しない。	学級担任・本人	学級担任・本人	学級担任・本人
留意事項	・この対応は、特に誤配による誤食事故が起きやすいため、学級担任（担任不在時の担当教員）及び本人は除去する食品や献立を毎日必ず確認する。 ・食缶・ボールの蓋は、アレルギー事故及び異物混入防止の観点から、学級担任等の教員がとることが望ましい。 ・献立の一部を除去する場合、各学級での配膳時に除去を行う。（学校間の対応の違いによる事故を防止する観点から、調理室で学級ごとに配缶する際に個数を減らす等の対応は行わない） ・栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。			

※1　単独校（配置校）とは、栄養教諭等が配置されている学校。
※2　単独校（未配置校）とは、栄養教諭等が配置されていない学校・園。
※3　センター受配校とは、北・南学校給食センターで調理した給食が搬入される学校。
なお、センター受配校で、栄養教諭等が配置されている学校は、単独校（配置校）の対応に準じる。
（調理員の項目は除く）

【レベル２】弁当対応（一部弁当対応又は完全弁当対応）

●給食で除去された献立に代わって、部分的に家庭から代替品（おかず等）を持参すること。（一部弁当対応）
●給食は食べず、毎日すべての食事を家庭から持参すること。（完全弁当対応）
●レベル３であっても、場合によっては家庭から弁当を持参することもある。
●校（園）内食物アレルギー対策委員会で、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決める。
（保冷バックに入れて職員室で保管する、冷蔵庫に保管するなど）
●弁当の管理については、学校では弁当を冷蔵庫等で冷やしておく以外の対応は困難であることを事前に保護者に伝え理解を得ること。

<table>
<tr><th colspan="2">対応内容</th><th>単独校
（配置校）</th><th>単独校
（未配置校）</th><th>ｾﾝﾀｰ受配校
・
幼稚園</th></tr>
<tr><td rowspan="4">事前
準備</td><td>・食物アレルギー対応献立表（様式７）を個人用に作成する。
◎特定原材料及び特定原材料に準ずるもの以外のアレルゲンについては追記する。
◎記載もれ等がないように複数の関係者で確認する。</td><td>栄養教諭等</td><td>給食主任・
養護教諭</td><td>ｾﾝﾀｰの栄養
教諭等・
幼稚園の
給食主任</td></tr>
<tr><td>・食物アレルギー対応献立表（様式７）を保護者、教職員に配布する。</td><td>栄養教諭等</td><td>給食主任・
養護教諭</td><td>給食主任</td></tr>
<tr><td>・保護者は、食物アレルギー対応献立表（様式７）を確認・了承し、弁当持参の有無を記入し、記名したのち学校に提出する。</td><td colspan="3">保護者</td></tr>
<tr><td>・保護者から提出された食物アレルギー対応献立表（様式７）について、情報を教職員で共有する。
・様式７は、学級全体でアレルギー事故を防止する観点から、事前に保護者の了承を得て、教室に掲示することが望ましい。
・原則、食物アレルギー対応予定一覧表（様式８-①又は８-②）を作成し、教職員全体で毎日確認できるよう掲示等の工夫をする。
（給食対応が必要な児童生徒等が１名の場合などは省略も可能）</td><td>栄養教諭等</td><td>給食主任・
養護教諭</td><td>給食主任・
養護教諭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">当日</td><td>・提供しない献立について、食缶・ボール等見えやすい位置に連絡カード（様式 10－②）を貼る。
※連絡カードは見落とし防止のために、目立つ色の紙で作成したり、サイズを大きくするなどの工夫をする。</td><td>調理員</td><td>調理員</td><td></td></tr>
<tr><td>・除去する献立の確認を行う。
※学級担任が不在の場合でも確認漏れがないように、給食時間を担当する教員は、教室に掲示等した様式７の確認を徹底する。
・一部弁当対応の場合は、原因食物が入っている献立は提供しない。</td><td colspan="3">学級担任・本人</td></tr>
<tr><td>留意
事項</td><td colspan="4">・上記の「事前準備」、「当日」の記載内容は一部弁当対応を対象としたもの。
・弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。
・食缶・ボールの蓋は、アレルギー事故防止に加えて異物混入防止の観点からも、学級担任等の教員がとることが望ましい。
・献立の一部を除去する場合、各学級での配膳時に除去を行う。（学校間の対応の違いによる事故を防止する観点から、調理室で学級ごとに配缶する際に個数を減らす等の対応は行わない）</td></tr>
</table>

【レベル３】除去食対応

●除去食：調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供する。
●除去食の対応は鶏卵のみとする。
●各施設において、除去食の提供に向けて検討し、安全性を確保する。

	対応内容	単独校（配置校）	単独校（未配置校）	ｾﾝﾀｰ受配校・幼稚園
事前準備	・通常給食を基本に除去食献立を作成する。	栄養教諭等	調理員	調理場の栄養教諭等
	・食物アレルギー対応献立表（様式７）を個人用に作成する。 ◎特定原材料及び特定原材料に準ずるもの以外のアレルゲンについては追記する。 ◎記載もれ等がないように複数の関係者で確認する。	栄養教諭等	給食主任・養護教諭	ｾﾝﾀｰの栄養教諭等・幼稚園の給食主任
	・食物アレルギー対応献立表（様式７）を保護者、教職員に配布する。	栄養教諭等	給食主任・養護教諭	給食主任
	・保護者は、食物アレルギー対応献立表（様式７）を確認・了承し、記名したのち学校に提出する。	保護者	保護者	保護者
	・保護者から提出された食物アレルギー対応献立表（様式７）について、情報を教職員で共有する。 ・様式７は、学級全体でアレルギー事故を防止する観点から、事前に保護者の了承を得て、教室に掲示することが望ましい。 ・原則、食物アレルギー対応予定一覧表（様式８-①又は８-②）を作成し、教職員全体で毎日確認できるよう掲示等の工夫をする。（給食対応が必要な児童生徒等が１名の場合などは省略も可能）	栄養教諭等	給食主任・養護教諭	給食主任・養護教諭
	調理作業確認・打合せ ・給食調理での対応内容を給食日誌等に明示する。 ・給食日誌等に基づき、原因食物の混入が起こらないように作業工程表及び作業動線図を作成し、綿密な打合わせを行う。 ・調理、配膳、配送についての担当者を明確にする。 ・配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。	栄養教諭等 調理員	調理員	調理場の栄養教諭等 調理員
当日	・原因食物の混入が起こらないように給食日誌等、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ・除去食について、保存食をとる。 ・除去食を個人容器に配食し、食札（様式 10－①）を貼る。 ※食札は見落とし防止のために、目立つ色の紙で作成したり、サイズを大きくするなどの工夫をする。	調理員	調理員	調理場の調理員
	・検食を行う。	校長	校長	ｾﾝﾀｰ所長・園長
	・除去食が確実に本人に渡るよう、食物アレルギー対応献立表（様式７）等で確認する。 ※学級担任が不在の場合でも確認漏れがないように、給食時間を担当する教員は、教室に掲示等した様式７の確認を徹底する。	学級担任	学級担任	学級担任
留意事項	・除去食の栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。			

調理器具、食材の管理

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、混入を防ぐ。
【調理機器】シンク、加熱機器（ＩＨ、ガスコンロ等）、調理台、配膳台等必要な物を用意する。
【調理器具】専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子等が必要である。

調理担当者の区別化

・対応食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぐ。調理員の人数配置が十分でない場合であっても、調理作業等を区分して行えるように配慮する。
・作業工程表を作成し、いつ、だれが、何に気を付けて作業をするかを確認する。

調理作業の区別化

・対応食を調理する作業を区別化する。
・作業動線図を活用し、事故予防につなげる。

（3）食物アレルギー対応食提供の留意点

安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

①調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい。特に下記の食材については、基本的に除去はしない。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【小麦アレルギーの例】
下線のような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はない。

②弁当対応の場合

次のア、イに該当する場合は、安全な給食（副食）提供が困難であることから、保護者に弁当対応を依頼する。ただし、弁当対応は保護者の負担等が大きいため、コミュニケーションを密に図り、慎重に検討する必要があることに留意する。

ア　極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ａ）調味料・だし・添加物の除去が必要
ｂ）加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）
〇同一工場、製造ライン使用によるもの
「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
〇原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているシラスは、エビ、カニが混ざる漁法で採取しています。」
〇えび、かにを捕食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

ｃ）食器や調理器具の共用ができない
ｄ）油の共用ができない
ｅ）その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

イ　多品目の食物除去が必要な場合

【弁当対応を検討する際の留意点】
◎単に「エピペン®・ネフィー®を処方されている」、「アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往がある」というだけで弁当対応にする必要はない。
◎保護者から、原因食物に対して極微量で反応が誘発される可能性があると申し出があった場合は、家庭での状況を踏まえて主治医に相談するよう勧める。
学校（園）は、保護者から提出された学校生活管理指導表に基づき、給食対応を慎重に決定する。

実施献立・調理手順等の確認

なお、給食日誌等、作業工程表、作業動線図は普通食用のものと対応食用のものとを別に作るのではなく、１枚で普通食・対応食に係る作業が確認できるようにする。

【確認項目】
- 対応が必要な児童生徒等及び出欠状況
- 除去する食材と献立
- 調理の担当者
- 調理の手順
- 使用する器具
- 取り分けるときのタイミング

【給食日誌記入例】

食品名	1人分可食量(g) 小3	中	学校使用量(Kg) 予定量	実施量	備考	連絡事項等
精白米	70	110				
牛乳	1本	1本				
水	30	39				【親子煮】
かつお節	1	1.3			40g1個(幼～小2)	一卵除去
鶏もも肉(角)	22	28.6			60g1個(小3～中)	除去食提供
たまねぎ	45	58.5				1-2 ○○○○○
にんじん	8	10.4				2-1 ■■■■■
つきこんにゃく	22	28.6				6-3 △△△△△
角切高野豆腐	5	6.5				配膳しない(大豆)
さとう	1.5	1.95				5-2 □□□□□
しょうゆ	4	5.2				
酒	2	2.6				
塩	0.1	0.1				
鶏卵(全卵・生)	45	58.5				
油	3	5				【春巻き】
(冷)春巻き(肉なし)・35g	1個				35g1個(幼～小6)	配膳しない(小麦)
(冷)春巻き(肉なし)・50g		1個			50g1個(中)	1-2 ○○○○○
こまつな	16	20.8				【ごま和え】
はくさい	40	52				配膳しない(ごま)
塩	0.1	0.1				3-2 ▲▲▲▲▲
さとう	0.6	0.78				
しょうゆ	1.5	1.95				
白ごま(粒)	1.2	1.56				
白ごま(すり)	1.2	1.56				

○「作業工程表」作成のポイント
- 必ず事前に作成する。
- 調理員と綿密な打合せを行い共通理解を図る。
- 普通食の作業工程表の中に、対応食の作業工程についても明記する。
- いつ、どこで、誰が、何に気を付けて（混入・誤配等）作業するか明記する。
- 途中で取り分ける料理についても明記する。

○「作業動線図」作成のポイント
- 必ず事前に作成する。
- 普通食の作業動線図の中に、対応食の作業動線についても明記する。
- 対応食の食材は、普通食の動線と分けてわかるように明記する。
- 対応食を調理する場所を明記する。
- 混入が心配される場所について明記し、注意を促す。

◎作業工程表、作業動線図の作成に当たっては、「学校給食調理従事者研修マニュアル（文部科学省平成 24 年 3 月）」の第６章「作業工程表と作業動線図の作成」を参考にする。

保存食・検食

除去食を提供する場合は、普通食と同様に中心温度の確認、記録、調理後の温度管理を行う。また、保存食を 50ｇ確実に採取し、検食も行う。

献立の変更が必要な場合の対応方法の決定

校（園）内食物アレルギー対策委員会において、やむを得ず献立を変更する場合の対応方法をあらかじめ決定しておく。児童生徒等、保護者及び関係者全員が情報を共有する。
- 納品された食品が発注と異なっていた場合
- 自然災害や天候不順

誤調理の防止（除去食）

学校給食調理場（単独・共同）		担当者
事前	・アレルギー対応食の給食日誌等や作業工程表、作業動線図を全員で確認する。 ・アレルギー対応食を担当する調理員を確認する。 ・原因食物や調理方法等を把握した上で作業工程表や作業動線図に基づき、食材を置く位置や扱い方、配食方法等を全員で確認する。 ・アレルギー対応食専用の器具類は色分けするなど、区別しておく。	調理員 調理員 調理員 調理員
検収・保管	・納品された食材が発注した食材であるか確認する。（特に加工食品等は、業者から取り寄せた詳細な原材料配合表と同じ食品か確認する。） ・対応用食材は、他の食材と区別して保管する。	検収担当者 調理員
調理作業時	・アレルギー専用調理室、または専用スペースで作業を行い、原因食物の混入を防ぐ。 ・アレルギー対応食毎に専用の調理器具を使用するとともに、調理員の手指、作業着等を介した調理過程での原因食物の混入に注意する。 ・対応食担当者は、他の調理員と違う色のエプロンを着用するなどして区別化をして作業をする。 ・アレルギー対応食の給食日誌等をもとに、誤調理がないか複数の調理員で確認する。 ・万が一、原因食物の混入や取り忘れが起こった場合は、提供を中止する。	調理員 調理員 調理員 調理員 **◎中止の決定** **校長・共同調理場長**

誤配の防止（除去食）

調理場から除去食を本人に渡す手順は、次の表のとおりとする。

なお、学級担任が不在の場合の対応（職員室に持っていく、代わりの職員が取りに行く）や、対象の児童生徒等が欠席した場合の対応（給食室や配膳室に知らせる）、複数の除去食を職員室で一時保管し、本人には職員室で手渡すなど、独自の方法で受渡しをする場合についても、それぞれ学校の実情に合わせて食物アレルギー対策委員会において検討し、ルール化を図っていく。

単独調理校		担当者
調理室	・除去食は、食器に盛り付けてラップで覆い、食札（様式 10－①）に学年・組・氏名・日付・献立名・除去食物・対応内容等を明記し、食器に貼る。 ・提供しない献立については、食缶・ボール等見やすい位置に「連絡カード（様式 10－②）」を貼る。 ・除去食の内容、食札の内容が正しいかを、複数人で確認する。 ※食札（様式 10 - ①）、連絡カード（様式 10 - ②）は見落とし防止のために、目立つ色の紙で作成したり、サイズを大きくするなどの工夫をする。	調理員
教室	・調理員は除去食を担任等に直接渡し、原因食物とアレルギー対応献立を伝える。	調理員 担任等
	・担任等は、「食物アレルギー対応献立表（様式７）」等でその日の対応内容を確認する。 ・担任等は、調理員から除去食を受取り「食札（10－①）」を確認する。 ・担任等は、除去食を本人に渡す際に、献立名と対応内容を伝える。 ※学校規模により職員室で受け渡しをする場合などは、受け渡しチェック表を活用するなど工夫する。	担任等
	・本人は、食べる直前にラップを外す。	本人

給食センター受配校		担当者
調理場	・除去食は、専用容器に入れる。その際、学校名・学年・組・名前・対応内容（卵除去）を記載したシールを貼る。 ・除去食の内容、食札の内容が正しいかを、複数人で確認する。 ・「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－①）」にチェック、サインし、配送運転手に手渡しする。	調理員
配膳室	・配送運転手は、調理員から「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－①）」を受取り、搬入員に手渡しする。	運転手
	・搬入員は、配送運転手から「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－①）」を受取り、除去食が確実に届いているかを確認し、本人に手渡しする。「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－①）」にチェック、サインする。	搬入員
	・本人は、配膳室に除去食を取りに行き、搬入員から除去食を受け取る。 （小学校の場合は、搬入員が担任等に直接渡す。）	本人
教室	・本人は、食べる直前に除去食を専用容器から食器へ移す。	本人
	・担任等は、「食物アレルギー対応献立表（様式７）」等でその日の対応内容を確認し、本人が除去食を取りに行ったかを確認する。	担任等

幼稚園		担当者
調理場	・除去食は、専用容器（または、食器に盛り付けてラップで覆い）に入れる。「食札（様式 10－①）」に学年・組・氏名・日付・献立名・除去食物・対応内容を明記し、専用容器に貼る。 ・除去食の内容、食札の内容が正しいかを、複数人で確認する。 ・「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－②）」にチェック、サインし、用務員または配送運転手に渡す。	調理員
幼稚園	・用務員または配送運転手は、調理員から「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－②）」を受取り、除去食が確実に届いているかを確認し、担任等に手渡しする。「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－②）」にチェック、サインする。	用務員・運転手
	・担任等は、用務員または配送運転手から「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－②）」を受取り、除去食が確実に届いているかを確認し、本人に手渡しする。「食物アレルギー対応食受渡し管理表（様式９－②）」にチェック、サインする。	担任等
教室	・本人に渡す際には、献立名と対応内容を伝える。 ・食べる直前に専用容器から食器に移す。（または、食べる直前にラップを外す。）	担任等
	・担任等は、「食物アレルギー対応献立表（様式７）」等でその日の対応内容を確認する。	担任等

（４）食物アレルギー対応の１日の流れ

食物アレルギーを有する児童生徒等が、学校生活を安全・安心に過ごすため、誤食事故等が起きないように、朝から１日のルールを決めて実施する。

＜一例＞

	家庭・本人	教室（教職員等）	給食室等
朝	・親子で食物アレルギー対応献立表を確認する。 ・除去食等がある日に欠席する場合は、欠席連絡の時に伝える。 ・弁当持参の場合は、登校後すぐに給食時間までに決めた場所に預ける。	《学級担任・職員室》 ・食物アレルギー対応献立表を確認する。 ・除去食等がある日に欠席連絡を受けた場合は、給食室に連絡する。 ・給食時間に不在の場合は、補欠の先生に引き継ぐ。 ・弁当を預かる。 ・弁当の温度管理に留意する。	・朝の打合せで、その日のアレルギー対応食の調理作業について確認する。
給食時間まで		《学級担任・職員室》 ・対象児童生徒等が取りに来るまで職員室で除去食等を預かる場合も、温度管理等、衛生管理に留意する。 ・食物アレルギー対応献立表を確認する。	・除去食の食器または容器に食札を付ける。 ・食器は教室分を減らさない。
給食時間	・原因食物に触れない。 ・弁当は、自分で取りに行く。 ・最初に配膳する。 ・除去食等を食器に移し替える場合は自分で行う。 ・おかわりはしない。 ・食物アレルギー症状が出た場合、すぐに周りの人に伝える。	《学級担任》 ・食物アレルギー対応献立表を確認する。 ・給食当番の担当や座席を配慮する。 ・除去食等や弁当がある場合は配膳前に準備する。 ・必ず最初に配膳する。 ・おかわりは全ての献立について毎日禁止する。 《他の児童生徒等への指導》 ・対象児童生徒等に食物アレルギー原因食物を配膳・提供しないように注意する。 ・対象児童生徒等の給食の配膳では、食物アレルギー原因食物に触れたトングや食器等を使用しない。 ・落ち着いて食事し、食物を散らかさない。	・除去食等を担任等に手渡し、確認する。 ・普通食を食べないよう、注意を促す。
片付け時間	・原因食物に触れない。 ・最初に片づける（必要に応じて）。	《学級担任》 ・食物アレルギーの程度に応じて、原因物質に触れないよう片付けの順番にも配慮する。 ※事前に保護者に片付け時にも配慮が必要かを確認し、必要に応じて「最初に片づける」や、「拭き掃除を行わない」などの対応を決めておく。 《他の児童生徒等への指導》 ・食物アレルギー原因食物に触れたトングや食器等に触れただけでも、症状が出る場合があることを周知する。 ・牛乳パック等、丁寧に片付ける。	

2-4　学校給食費の取り扱いについて

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条及び学校給食法施行令（昭和 29 年政令 212 号）第 2 条では、学校給食に要する経費のうち、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費（修繕費を含む。）並びに学校給食に従事する職員の人件費については、学校設置者の負担とし、それ以外の経費（食材料費等）を保護者の負担と定めている。

このことから、学校給食に関して食物アレルギーへの特別な対応を行った場合は、その食材料費に掛かる費用は、食物アレルギーを有する児童生徒等の保護者の負担となる。しかし、本市では学校給食に係る食材料の一括購入を実施していることから、それに掛かる費用のみを算出することは困難である。

そこで、食物アレルギーへの特別な対応を行った場合の学校給食費については、原則、主食、牛乳、副食単位で中止した分の食材料費相当額を返金するものとし、次のとおり取り扱うこととする。給食対応について保護者に伝える際には、給食費の取り扱いについても説明し、了承を得たうえで対応を開始する。

【食物アレルギー対応に伴う学校給食費の取扱い】

給食対応	学校給食費の取扱い
主食（ごはん、パン、ソフト麺）を中止する場合	中止回数分の主食返金額を返金する。
主食のみ提供する場合	主食金額×提供した主食の回数の金額を算出し、月集金額から主食の金額を差し引いた分を返金する。
牛乳を中止する場合	中止回数分の牛乳返金額を返金する。
献立によって副食の一部を除去する場合 （レベル１　詳細な献立表対応）	返金は行わない。
献立によって一部弁当を持参する場合 （レベル２　一部弁当対応）	返金は行わない。
給食を停止し、弁当を持参する場合 （レベル２　完全弁当対応）	徴収しない。
献立によって除去食を提供する場合 （レベル３　除去食対応）	返金は行わない。

※　令和８年４月から、国において「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」が実施されており、本市では、小学校及び義務教育学校前期課程の学校給食費を無償化している。このため、令和８年度時点で、小学校及び義務教育学校前期課程では上記の取扱いと異なることに留意する。（今後の学校給食費の抜本的な負担軽減事業の実施予定については未定）

2-5　学校給食以外における対応

（１）学校生活での留意点

学校における次の活動は、一般的にアレルギー症状を引き起こしやすい原因と密接に関係するので注意する。

①食物・食材を扱う授業・活動

微量の摂取・接触により発症する児童生徒等は、「食べる」だけでなく、「原因物質が浮遊した空気を吸い込む」「触れる」等、ごく少量の原因物質でも発症するため、次のような活動を行う場合は配慮する。

教科等	活動例	対応例
家庭科	調理実習	使用する食材の原因食物の確認 調理器具や食器の十分な洗浄
図工	小麦粘土を使った活動 牛乳パック、マヨネーズの容器等食品の容器を使った工作	小麦を含まない粘土の使用 洗浄不十分なパックの解体をさせない
生活科 理科	食べ物の種子（ピーナッツ等）の観察 植物の栽培（落花生、野菜） 重さを量る授業で使用する教材(小麦粉)	当該学級の児童生徒等の食物アレルギーを事前に確認し、原因食物となる食材の使用を避ける
体験 活動	そば打ち、うどん作り、ピザづくり	原因食物を含まないメニューへの変更 代替メニューの検討
部活動	塩分タブレットの配付	配付する食品の原因食物の確認
その他	遠足等（弁当のおかずやおやつの交換） 幼稚園での預かり保育のおやつ 学校祭・文化祭（バザー等） 節分行事での豆まき、牛乳パックの洗浄	児童生徒等への事前の指導 提供する食品の原因食物の確認



＜食物・食材を扱う授業・活動の事前準備＞

	内容	担当者
①	授業や活動を行う学級の児童生徒等の食物アレルギーの状況を確認する。（給食対応の有無を問わず確認する。）	教科担当教員
②	授業や活動の計画、使用する食材を検討する。 ※食材の原因食物等は、必要に応じて養護教諭や栄養教諭等に確認を依頼する。 ※使用する食材は、事前に原因食物を確認するため、学校(園)で準備することが望ましい。学年活動等で児童生徒が準備をする場合も授業や活動時に必ず確認する。	教科担当教員
③	食物アレルギーを有する児童生徒等の保護者へ活動内容や使用する食材について案内し、配慮が必要かを確認する。（参考様式：様式 16-①）	学級担任
④	調理実習等計画書（様式 16-②）を作成し、対応を校内で共有する。	教科担当教員

③④は、原則、学校（園）が用意した食物や食材を食べる授業・活動を行う場合に実施する。

実験、観察等で食物・食材を扱うが食べない場合は、保護者へ対応についてのお知らせと確認をすることが望ましい。

②運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

・運動前２時間以内は、原因食物の摂取を避ける。
・原因食物を食べた場合は、念のためその日の運動は避ける。
・給食後の昼休みや、午後の体育の時間等に発症しやすいので注意する。
・必要に応じて食物依存性運動誘発アレルギーの既往のある児童生徒等の学級の時間割を配慮する。
・食物アレルギーの既往がない児童生徒等についても、食後の激しい運動によってアナフィラキシーが誘発される可能性があることを全教職員に周知する。



③校外学習、宿泊を伴う学習

・児童生徒等が有するアレルギー疾患や、持参している救急治療薬に関する情報等を引率職員全体で共有する。
・児童生徒等には、少しでも体調に異変を感じたら、すぐに教職員に伝えるよう指導する。
・保護者と相談し、必要であれば主治医からの紹介状（緊急時の指示書）等を準備する。
・宿泊施設の食事（食材）内容等、学習期間中の対応※について確認する。
・エピペン®・ネフィー®や内服薬、吸入薬等の持参薬がある場合は、常に本人の活動場所に携行する。
・登山等で医療機関への搬送までに時間がかかる場合は、事前に保護者から主治医に相談してもらう。
・班別活動を行う場合は、保護者の了解を得たうえで、食物アレルギーのある児童生徒等と同じ班の児童生徒等に、緊急時の対応や薬の保管場所を共有する。
・活動中に飲食店で食事をする場合は、事前に食事をする店やメニュー等を確認し、対応について保護者に知らせる。

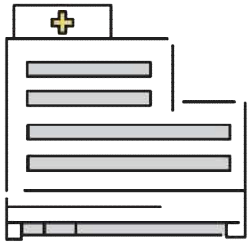
※　校外学習、宿泊学習等に想定される対応例
- 可能な範囲での除去食、代替食の提供（施設職員・学校との協議）
- 自宅からの食事の持参（レトルト食品など）
- 野外炊飯での食材検討（例：原因食物を除去したカレールウの持参）
- おやつ、飲料の検討
- 枕の種類の検討（そば殻枕）
- 移動時の昼食場所の検討
- 現地の医療機関への協力要請
- 旅行会社との連携　　など











＜宿泊を伴う学習の事前準備（例）＞

時期	担当者	対応内容
６か月～１年前	学年主任	・ 宿泊施設に食物アレルギーを有する児童生徒等がいることを伝え、宿泊施設の環境、食物アレルギーの対応について資料提供を依頼する。 ・ 保護者に宿泊学習の活動計画や食事についての概要を説明し、対応について確認する。必要に応じて医療機関への相談を勧める。 ・ 旅行会社、宿泊施設等に食物アレルギーの対応について確認する。緊急時に備え、搬送しやすい部屋の確保や周囲の医療機関を確認する。
１～２か月前	養護教諭	・ 宿泊行事事前健康調査を実施する。（参加者全員配付）
	学年主任 教頭	・ 宿泊行事事前健康調査の結果から、必要に応じて児童生徒等の様子を家庭、学校から宿泊施設、旅行会社に伝える。 ・ 宿泊施設の食事メニュー（必要に応じて成分表や調理作業工程）の情報提供を依頼する。 ・ 保護者と主治医に相談の上、医療機関との連携方法について検討する。
３週間前	学級担任 養護教諭	・ 保護者に活動計画、食事、薬、緊急時の対応、医療機関等について、打合せと確認をする。
１週間前	教頭 学年主任 学級担任 養護教諭 引率教員	・ 活動計画に合わせ、支援体制を確認する。 ・ 緊急時の救急体制を引率教員全員で共通理解し、確認する。



（２）児童生徒等への指導及び保護者との連携

食物アレルギーに関する対応等が、他の児童生徒等からも理解が得られるよう配慮する。

そのために学校では、学年や発達段階を勘案しながら栄養指導や生活指導等を行い、食物アレルギーに対する自己管理能力を育成していく。

【対象児童生徒等への個別指導】

① 栄養指導は、学級担任が給食主任、栄養教諭等と連携を取りながら定期的に行う。除去食を実施している場合は、栄養の偏りや不足が生じることについても指導する。

② 生活指導は、学級担任を中心に、保健主事、養護教諭等と連携を取りながら行う。

【自己管理能力の育成】

① 学級担任を中心に、保健主事、養護教諭等と連携を取りながら行う。

② 「体調に異変を感じたら、すぐに周囲の人に伝える」「自分でもエピペンが使えるように、手順を確認しておく」等、発達段階を考慮しながら、自分の命を守る行動ができるよう指導する。

③ 「何を食べると体にどのような異変が現れるのか」など、自分のアレルギーの原因や程度について正しく認識させる。

④ 学校給食においては、家庭と学校の両方で毎月の献立表を確実に確認し、原因食物の完全除去ができるよう指導する。

【周りの児童生徒等への指導】

① 食物アレルギーを有する児童生徒等の保護者から了解を得た上で、学級担任が当該学級の児童生徒等に対し、アレルギー症状や原因食物等について説明する。

② 「アレルギーの症状は様々な形態で出てくること」「自分にとって問題のない食物でも、人にとっては生命に関わる場合があること」等を理解させ、自分の食べ物や飲み物を友達に分けたりしないよう指導する。また、食物アレルギーのある児童生徒等の体調の変化に気づいた場合は、すぐに教職員へ知らせるよう指導する。



【保護者との連携】

① 学級担任は、連絡ノート等を活用し、日頃から保護者との連絡を密にし、児童生徒等の健康状態を十分把握し、よりよい関係を築いておく。

② 個人情報に十分配慮しながら対応していることを伝えておく。

③ 保護者との対応は学級担任だけに任せるのではなく、校長、教頭、学年主任、養護教諭、栄養教諭等と連携を図りながら、チームで行う。

（３）食物を扱う授業や活動でのヒヤリハット・事故事例

事例１	家庭科（調理実習） 【小学６年生】
経過	家庭科の調理実習の食材に乳、鶏卵を含むベーコンを使用し、喫食した。実習後、食物アレルギーの症状が出た。
原因	調理実習で使用したベーコン 家庭科担当の教員が、使用食材の成分を十分に確認していなかった。 また、事前に使用食材を保護者へ連絡していなかった。 
課題	家庭科担当教員の食物アレルギーに対する注意不足、情報共有の不足

調理実習だけでなく、宿泊学習や校外学習で昼食づくりなどをする際にも、使用する食材と原因食物を事前に確認し、保護者とも情報共有しましょう。
また、全教職員で児童生徒等の食物アレルギーの状況について情報を共有しましょう。

事例２	理科（小麦粉が水に溶けるかの実験） 【小学５年生】
経過	理科の授業で食塩や小麦粉等が水に溶けるかの実験を行った際に、小麦アレルギーがある児童がいたため、食物アレルギーの症状が出た。
原因	理科の実験の小麦粉 理科担当教員が小麦アレルギーがある児童がいることを把握していなかった。 
課題	理科担当教員の食物アレルギーに対する認識不足、情報共有の不足

食べ物を食べなくても、原因食物が浮遊した空気を吸い込むだけでも発症することがあります。食べ物を扱う授業を行う場合には、当該学級の児童生徒にどのような食物アレルギーがあるのか事前に確認しましょう。

事例３	学年行事（お楽しみ会） 【小学６年生】
経過	学年のお楽しみ会で、ホイップクリームとフルーツを食べることになった。担任は、事前に鶏卵不使用のクリームを用意し、本人に確認をしていたが、別のクラスの担任が用意した鶏卵使用のホイップクリームを食べた。
原因	食物アレルギー対応が必要な児童がいることを情報共有しておらず、全食材の成分表示を確認していなかった。 
課題	情報共有の不足

学年で活動を行う際には、教職員間で十分に情報共有することが大切です。また、使用する食材は事前に原因食物を確認し、保護者とも情報共有しましょう

事例４	家庭科（調理実習） 【中学１年生】
経過	卵を使った料理の調理実習を行う際、卵アレルギーの生徒がいるため、当該生徒は卵を食べないこととしていた。当日、卵を調理したフライパンを洗った後、同じフライパンで調理した野菜炒めを食べたところ、アレルギー症状が出た。
原因	調理実習で使用したフライパンの洗浄が不十分だったため、 原因食物が残っていたことが考えられる。
課題	食物アレルギーの症状に対する認識不足



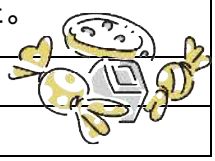
微量の原因食物の摂取でも症状が出る場合は、調理器具や食器の洗浄が不十分なことが原因でアレルギー症状が出る場合があります。食器や調理器具は丁寧に洗浄することを指導する、専用の調理器具を準備する、当該児童生徒のグループは原因食物を含む食材は使用しないなど、できるだけ原因食物との接触を避ける対応を検討しましょう。

事例５	修学旅行（店舗での昼食） 【中学３年生】
経過	給食の際には自分でえびを除去して食べている生徒が、修学旅行の昼食時に、店舗で天ぷらの盛合せが付いたそばを食べた。その後、体調不良を訴え、「えび天は食べていないが、かき揚げのえびを食べたかもしれない。」と申出があったため、病院を受診した。
原因	修学旅行中の昼食のえび 天ぷらの盛合せにはえびが含まれていることを担任は確認し、本人にも伝えていたが、本人がかき揚げにはえびが含まれていないと誤認した可能性がある。また、普段とは違う環境や本人も意識していない疲れなども原因と考えられる。
課題	教員及び本人の食物アレルギーに対する注意不足 学校外での原因食物への対応



給食対応していない（自分で除去している）児童生徒等でも、宿泊学習などの際には対応が必要な場合があります。また、旅行会社や飲食店とも情報共有し、できるだけリスクを回避するため、原因食物を含まないメニューを提供してもらうなどの対応も検討しましょう。

事例６	部活動（全国大会のお土産） 【中学３年生】
経過	陸上競技の全国大会に出場した生徒が、お土産のクッキーを陸上部員へ配付した。顧問は、陸上部員に乳アレルギーの生徒がいることに気づき、お土産を購入した保護者と相談し、陸上部員全員への配付を行わないこととした。
原因	お土産のクッキー
課題	生徒の食物アレルギーに対する認識不足



児童生徒等には、食物アレルギーのある児童生徒等がいる場合は、自分の食べ物や飲み物を安易に友達に分けたりしないよう指導しましょう。

3　食物アレルギー発症時の対応

3-1　緊急時対応の流れ

食物アレルギーの原因食物を誤食した場合や、アレルギー症状が現れた児童生徒等を発見した場合または児童生徒等から通報を受けた場合は、次のとおり対応する。

【初期対応と応援体制の確保】

① 誤食してから間もない場合は、口に入れたものを吐き出させたり口をすすがせたりする。

② 原因食物に触れた皮膚や眼等の粘膜に症状が現れている時は、速やかに大量の流水で洗い流し、目をこすらないにようにさせる。

③ アレルギー症状を発症した児童生徒等は、速やかに保健室等に連れて行く。ただし、アレルギー症状が強い場合は、その場で横にさせるなどして安静にし、経過を観察する。

④ 校長、教頭、養護教諭、その他の教職員に連絡し応援を求める。校長等は、本人の状態に応じて、各教職員に役割を指示する。（P46 参照）

⑤ アレルギー症状を発症した児童生徒等の意識がある場合は、本人から、誤食をした食物、発症した時間、症状の程度等について聞き取りを行う。意識がはっきりしない場合は、周りの児童生徒等から出来る限りの情報を聞き取る。

【症状のレベルに応じた対応の実施】

次の段階として、教職員は校長の指示に従い、症状のレベルに応じた対応を行う。

症状	レベル		
	第3段階(重症度3)	第2段階(重症度2)	第1段階(重症度1)
全身	ぐったり 意識もうろう 尿や便を漏らす 脈が触れにくい、不規則 唇や爪が青白い		
呼吸器	のどや胸が締め付けられる 声がかすれる 犬が吠えるような咳 息がしにくい 持続する強い咳込み ゼーゼーする呼吸	数回の軽い咳	
消化器	持続する強い(我慢できない)お腹の痛み 繰り返し吐き続ける	中等度のお腹の痛み 1～2回のおう吐 1～2回の下痢	軽いお腹の痛み(我慢できる) 吐き気
目・口・鼻・顔面		顔全体の腫れ まぶたの腫れ	目のかゆみ、充血 口の中の違和感、唇の腫れ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚		強いかゆみ 全身に広がるじんましん 全身が真っ赤	軽度のかゆみ 数個のじんましん 部分的な赤み

<table>
<tr><th>重症度</th><th colspan="2">対　　応</th></tr>
<tr><td>第１段階
【重症度１】

比較的軽い
アレルギー症状

安静にし、
注意深く経過観察</td><td colspan="2">①　症状が進行する可能性もあるため、最低１時間は保健室等で休養させ、経過観察を行う。その際、発症した児童生徒等を一人にしないことや、症状が完全に消失するまで観察を続けるなど、慎重に対応する。
②　主治医から内服するよう指示されている薬（抗ヒスタミン薬やステロイド薬）がある場合は、内服させる。必要に応じて、主治医や学校医に連絡し、指示を受ける。
③　学級担任は、保護者に食物アレルギーの発症について連絡し、必要に応じて学校へ来ていただくよう依頼する。
④　症状が軽快した場合も、学級担任は帰宅前に保護者へ症状や経過について必ず連絡し、一人で帰宅させない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第２段階
（重症度２）

やや強い
アレルギー症状

速やかに
医療機関を受診</td><td colspan="2">①　養護教諭は、児童生徒等を安静を保つ体位で休ませ、呼吸や心拍、血圧等のバイタルサインをチェックし経過を観察する。</td></tr>
<tr><td>エピペン®・ネフィー®あり</td><td>エピペン®・ネフィー®なし</td></tr>
<tr><td>②　エピペン®・ネフィー®を準備する。</td><td>②　早めに受診するよう準備する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③　学級担任は、医療機関の受診について保護者に連絡をする。
校長等は、必要に応じて救急車の要請を指示する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第３段階
【重症度３】

強い
アレルギー症状

ただちに救急車で
医療機関へ搬送</td><td colspan="2">アナフィラキシー、または、それに近い状態。</td></tr>
<tr><td>エピペン®・ネフィー®あり</td><td>エピペン®・ネフィー®なし</td></tr>
<tr><td>①　すぐに救急車を要請し、エピペン®・ネフィー®を使用。</td><td>①　すぐに救急車を要請。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②　養護教諭は、児童生徒等を安静を保つ体位でバイタルサインをチェックし、救急車の到着を待つ。</td></tr>
</table>

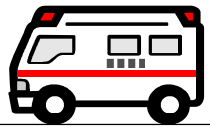
◎安静を保つ体位（P47 参照）

ぐったり、意識もうろうの場合	血圧が低下している可能性があるため、仰向けで足を 15～30 ㎝高くする
吐き気、おう吐がある場合	おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける
呼吸が苦しく仰向けになれない場合	呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

【救急車の要請】

救急車（119 番）を要請するときは、次の項目について連絡し、救急車が来るまでの応急処置についての指示を受ける。（P49 参照）

あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



- 救急であることを伝える。
- 救急車に来てほしい住所を伝える。
- 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を、わかる範囲で伝える。
- 通報している教職員の氏名と連絡先を伝える。

【救急車の要請後の動き】

① 校長は、発症した児童生徒等が一人にならないよう、教職員を配置する。

② 養護教諭は、救急車が到着するまで応急処置を行い、必要に応じて他の教職員と連携し、心肺蘇生を実施する。

③ 校長は、救急車の誘導を指示するとともに、救急隊員を現場へ誘導する教職員を配置する。

④ 救急車到着後、校長、教頭または養護教諭は、「アレルギー緊急時個別対応票（様式４）」のコピーを救急隊員に渡し、当該児童生徒等の状態の説明や応急処置の内容について説明する。

⑤ 学級担任は、救急搬送する医療機関が決まったら、保護者に医療機関名を連絡する。

⑥ 救急搬送する児童生徒等の「学校生活管理指導表（様式３）」及び「アレルギー緊急時個別対応票（様式４）」のコピー、使用したエピペン®又はネフィー®を持参し、学級担任等の事情が分かる教職員が救急車に同乗し、医療機関への受診に付き添う。

なお、「学校生活管理指導表（様式３）」及び「アレルギー緊急時個別対応票（様式４）」のコピーは、重要な個人情報のため紛失等に注意する必要があるが、人命に関わる緊急時には校外への持出しが可能であることを事前に共通理解しておく。

【緊急時の記録】

学校や宿泊施設等で児童生徒等にアレルギー症状が発症した場合、校長は、教職員に対し、その症状、経過及び対応方法等の詳細な記録を「アレルギー緊急時個別対応票（様式４）」に記載するよう指示する。

また、その後、本人が医療機関を受診する際には、診断する医師（救急搬送の場合は、救急隊員）にそのコピーを渡す。

なお、「アレルギー緊急時個別対応票（様式４）」は、エピペン®又はネフィー®を所持していない児童生徒等の場合も、緊急時の対応記録として使用するので、いつでもすぐに活用できるよう、白紙のものを事前に準備しておく。

記載例

様式４

■アレルギー緊急時個別対応票

富山市立　桜町小学校

〔太枠内は保護者・学校とで事前に確認し記入〕

児童生徒氏名　　富山　太郎

生年月日　　令和元年　〇〇月　〇〇日

原因物質　　鶏卵

内服薬の処方　☑ あり　☐ なし

エピペン®の処方　☐ あり　☑ なし

ネフィー®の処方　☑ あり　☐ なし

医療機関　富山桜町病院　小児科

医師名　立山　光一

【緊急時連絡先（氏名、勤務先、TEL 等）】

① 富山　太一　　富山市役所　　443-2136

② 富山　正美　　富山小学校　　443-2017

発生日	8年　9月　7日	
摂取・接触状況	１２時　４０分　頃	
	何を（卵とじ）	
	どのくらい（ひとくち）	
症状	１３時　００分　頃 ※初めて症状を確認した時刻を記入する	
処置・連絡	初期処置	☑ うがい　☐洗い流す ☑ 助けを呼ぶ （１３時０３分）
	連絡確認	☑ 保護者への連絡 （１３時１２分）
	内服	☑ 事前の指示の内服薬使用 （１３時１０分）
	エピペン® ネフィー®	☐ エピペン® の使用 ☑ ネフィー® の使用 （１３時２３分）
	連絡確認	☑ 救急車の要請 （１３時２２分）
備考		

＜症状チェックと対応手順＞

※該当する症状欄に✔し、時刻も記録する。

各項目１つでも当てはまれば（　）の対応をとる。

１．安静にし、注意深く経過観察（内服）

	観察項目	時刻
	軽いおなかの痛み（我慢できる）	:
	吐き気	:
✔	目のかゆみ、充血	13：00
✔	口の中の違和感、唇の腫れ	13：00
	くしゃみ、鼻水、鼻づまり	:
✔	軽度のかゆみ	13：00
	数個のじんましん	:
	部分的な赤み	:

２．速やかに医療機関を受診（エピペン・ネフィー準備）

	数回の軽い咳	:
✔	中等度のおなかの痛み	13：10
	１～２回のおう吐	:
	１～２回の下痢	:
	顔全体の腫れ	:
	まぶたの腫れ	:
✔	強いかゆみ	13：15
	全身に広がるじんましん	:
	全身が真っ赤	:

３．ただちに 119 救急車要請（エピペン・ネフィー使用）

✔	ぐったり	13：20
	意識もうろう	:
	尿や便をもらす	:
	脈が触れにくい、または不規則	:
	唇や爪が青い	:
	のどや胸が締め付けられる	:
	声がかすれる	:
	犬が吠えるような咳	:
	息がしにくい	:
	持続する強い咳込み	:
	ゼーゼーする呼吸	:
	持続する強く我慢できないおなかの痛み	:
	繰り返し吐き続ける	:

【事後の対応】

食物アレルギー事故が発生した場合、学校（園）ですべきこと

①校長または教頭は、救急搬送の有無にかかわらず、速やかに電話で事故発生報告をする。
報告先：富山市教育委員会　学校教育課　（TEL　443-2210）

～緊急対応終了後～

②養護教諭は、「アレルギー緊急時個別対応票（様式４）」を参考に、「食物アレルギー対応経過記録（様式 13）」を作成し、対応経過等を校長または教頭へ報告する。

③教頭は、「事故略報（様式 14）」を作成し、速やかに報告する。
報告先：富山市教育委員会　学校教育課　（Fax　431-6176）

④教頭は、「食物アレルギー対応経過記録（様式 13）」と「事故略報（様式 14）」を、速やかに報告する。
報告先：富山市教育委員会　学校保健課　（Mail　hoken@city.toyama.toyama.jp）

⑤教育委員会からの指示や助言を参考に、事故発生の経過と対応について、職員会議等で共通理解を図り、再発の防止と適切な対応の実施を徹底する。

⑥学校給食を起因とする食物アレルギーにかかる治療費は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるため、その旨保護者に説明する。

3-2　緊急時に備えた体制づくり

【緊急時における教職員の役割分担】

緊急時に教職員が適切に対応を行うため、日頃からの研修会を実施しておく。

特に、アナフィラキシー発生時の対応については、P46「Ａ　学校内での役割分担」を参考に役割分担を確認し、緊急時に備えてシミュレートしておく。

ただし、幼稚園にあっては、校長の対応を園長が、教頭の対応を副園長が行う。養護教諭の対応については、園長、副園長または保健担当が状況に応じてその役割を分担する。

4　食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因食物を食べた（可能性を含む）

原因食物に触れた（可能性を含む）

発見者が行うこと

① 子供から目を離さない、ひとりにしない
② 助けを呼び、人を集める
③ エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する

A 学校内での役割分担

アレルギー症状

全身の症状
- ・意識がない
- ・意識もうろう
- ・ぐったり
- ・尿や便を漏らす
- ・脈が触れにくい
- ・唇や爪が青白い

呼吸器の症状
- ・声がかすれる
- ・犬が吠えるような咳
- ・のどや胸が締め付けられる
- ・咳
- ・息がしにくい
- ・ゼーゼー、ヒューヒュー

消化器の症状
- ・腹痛
- ・吐き気・おう吐
- ・下痢

皮膚の症状
- ・かゆみ
- ・じんま疹
- ・赤くなる

顔面・目・口・鼻の症状
- ・顔面の腫れ
- ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- ・口の中の違和感、唇の腫れ

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？
5分以内に判断する

B 緊急性の判断と対応 B-1 参照

ない

ある

B 緊急性の判断と対応 B-2 参照

① ただちにエピペン®を使用する
② 救急車を要請する（119 番通報）
③ その場で安静にする
④ その場で救急隊を待つ
⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

C エピペン®の使い方

D 救急要請のポイント

エピペン®が2本以上ある場合

反応がなく呼吸がない

心肺蘇生を行う

E 心肺蘇生と AED の手順

エピペン®を使用 10～15 分後に症状の改善が見られない場合、次のエピペン®を使用する

反応がなく呼吸がない

C エピペン®の使い方

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

A 学校内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

管理・監督者（園長・校長など）

- ☐ **現場に到着次第、リーダーとなる**
- ☐ それぞれの役割の確認および指示
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やＡＥＤの使用

発見者「観察」

- ☐ **子供から離れず観察**
- ☐ **助けを呼び、人を集める（大声または、他の子供に呼びに行かせる）**
- ☐ 教員・職員ａ、ｂに「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やＡＥＤの使用

教員・職員ａ「準備」

- ☐ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン®の準備
- ☐ ＡＥＤの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やＡＥＤの使用

教員・職員ｂ「連絡」

- ☐ **救急車を要請する（119 番通報）**
- ☐ 管理者を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める（校内放送）

教員・職員ｃ「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン®を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5 分ごとに症状を記録

教員・職員ｄ～ｆ「その他」

- ☐ 他の子供への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やＡＥＤの使用

B 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら 5 分以内に判断する！
◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに 119 番通報をする！

B－1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】
- □ ぐったり
- □ 意識もうろう
- □ 尿や便を漏らす
- □ 脈が触れにくいまたは不規則
- □ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】
- □ のどや胸が締め付けられる
- □ 声がかすれる
- □ 犬が吠えるような咳
- □ 息がしにくい
- □ 持続する強い咳き込み
- □ ゼーゼーする呼吸

（ぜん息発作と区別できない場合を含む）

【消化器の症状】
- □ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- □ 繰り返し吐き続ける

1 つでもあてはまる場合

B－2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

①ただちにエピペン®を使用する！
→ C エピペン®の使い方

②救急車を要請する（119 番通報）
→ D 救急要請のポイント

③その場で安静にする（下記の体位を参照）
立たせたり、歩かせたりしない！

④その場で救急隊を待つ

⑤可能なら内服薬を飲ませる

ない場合

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5 分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

◆エピペン®を使用し 10～15 分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する（2 本以上ある場合）
◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → E 心肺蘇生と AED の手順

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を 15～30cm 高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

①ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

②しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端
（オレンジ色の部分）を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま５つ数える

注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま５つ数える！

⑤確認する



エピペン®を太ももから離し
オレンジ色のニードルカバーが
伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥マッサージする



打った部位を 10 秒間、
マッサージする

介助者がいる場合





介助者は、子供の<u>太ももの付け根と膝をしっかり抑え</u>、動かないように固定する

注射する部位

・衣服の上から、打つことができる
・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中（Ⓐ）よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



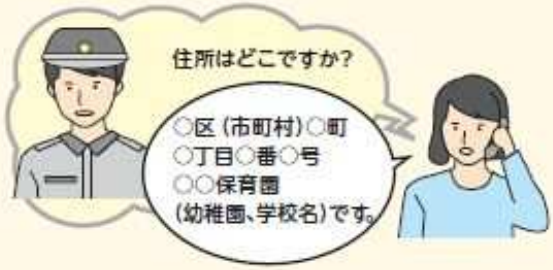
D 救急要請（119 番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



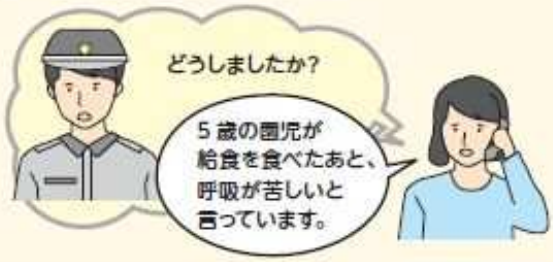


①救急であることを伝える



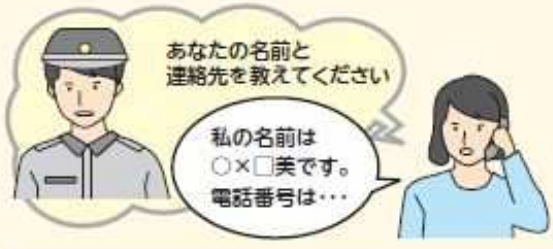
②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン®の処方やエピペン®の使用の有無を伝える



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119 番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E 心肺蘇生と AED の手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119 番通報と AED の手配を頼む

③呼吸の確認

10 秒以内で胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④必ず胸骨圧迫！可能なら人工呼吸！

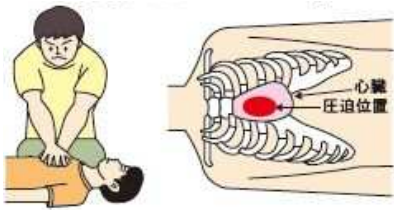
30：2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

⑤AED のメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AED の自動解析に従う

胸骨圧迫のポイント



◎強く（胸の厚さの約 1/3）
◎速く（100～120 回/分）
◎絶え間なく（中断を最小限にする）
◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

人工呼吸のポイント



息を吹き込む際
◎約 1 秒かけて
◎胸の上がりが見える程度

AED 装着のポイント



◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
◎6 歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

心電図解析のポイント



◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

ショックのポイント



◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

F 症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5 分ごとに、注意深く症状を観察する

◆□の症状が 1 つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する
（内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない）

観察を開始した時刻（　　時　　分）　エピペン®を使用した時刻（　　時　　分）
内 服 し た 時 刻（　　時　　分）

全身の症状	□ぐったり □意識もうろう □尿や便を漏らす □脈が触れにくいまたは不規則 □唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	□のどや胸が締め付けられる □声がかすれる □犬が吠えるような咳 □息がしにくい □持続する強い咳き込み □ゼーゼーする呼吸	□数回の軽い咳	
消化器の症状	□持続する強い（がまんできない）お腹の痛み □繰り返し吐き続ける	□中等度のお腹の痛み □1～2 回のおう吐 □1～2 回の下痢	□軽いお腹の痛み（がまんできる） □吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が 1 つでもあてはまる場合	□顔全体の腫れ □まぶたの腫れ	□目のかゆみ、充血 □口の中の違和感、唇の腫れ □くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		□強いかゆみ □全身に広がるじんま疹 □全身が真っ赤	□軽度のかゆみ □数個のじんま疹 □部分的な赤み
		1 つでもあてはまる場合	1 つでもあてはまる場合
	①ただちにエピペン®を使用する ②救急車を要請する（119 番通報） ③その場で安静を保つ （立たせたり、歩かせたりしない） ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる	①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する ②速やかに医療機関を受診する（救急車の要請も考慮） ③医療機関に到着するまで、5 分ごとに症状の変化を観察し、□の症状が 1 つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する	①内服薬を飲ませる ②少なくとも 1 時間は 5 分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する
	B 緊急性の判断と対応 B-2 参照		
	ただちに救急車で医療機関へ搬送	速やかに医療機関を受診	安静にし注意深く経過観察

＜緊急時対応の重要ポイント＞

① いざという時、速やかに対応できるよう普段から準備をしておく。

・A学校内での役割分担　F症状チェックシートの２枚を並べて印刷し、掲示しておく。
・保健室に、アナフィラキシーを想定した救急セットを用意しておく。その中には、アレルギー緊急時個別対応票（様式４）や筆記用具も備えておく。

② 症状が急激に変化することがあるため、５分ごとに、注意深く症状を観察する。

③ エピペン®又はネフィー®を使うか迷った時は、使用する。

④ ＡＥＤを使用した場合は、電極パッドをはがさず、電源も入れたままの状態で救急隊に引き継ぐ。

⑤ 救急車に教職員が同乗し、使用したエピペン®又はネフィー®、学校生活管理指導表のコピー、アレルギー緊急時個別対応票（様式４）などの経過を記録した用紙のコピー２部（救急隊・病院）を持って行く。

＜参考資料＞

①「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（公益財団法人日本学校保健会）
②「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」（公益財団法人日本学校保健会）
http://www.gakkohoken.jp/books/archives/51（日本学校保健会発行物）
③「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）
④「アレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料」（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
○「日本小児アレルギー学会ホームページ」http://www.jspaci.jp/

①


②


③


④


【注意事項】
P45～51 の緊急時対応マニュアルは、東京都の許諾を得て東京都健康安全研究センター発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を掲載しているため、ネフィー®が処方されている児童生徒の場合は、「エピペン®」と記載されている箇所を、「ネフィー®」と読み替えて使用してください。

5　Q&A

Q１　食物アレルギーを有する児童生徒等が在籍していない学校においては、校（園）内食物アレルギー対策委員会を設置する必要はあるか。（P５～７）

Ａ１　校（園）内食物アレルギー対策委員会は、対象の児童生徒等の有無にかかわらず設置することが望ましいが、既存の委員会や組織に代替することもできる。学校給食で発症した食物アレルギー症状の約半数は新規発症であった。このことから、万が一、発症した場合の体制、特に緊急時の対応等について事前に校（園）内で確認しておくことが重要である。

Q２　食物アレルギーを有する児童生徒が部活動等に所属している場合、外部の指導者も校内食物アレルギー対策委員会の委員に選任する必要はあるか。

Ａ２　校内食物アレルギー対策委員会の構成員は、あくまで関係教職員が対象である。外部の指導者等に情報提供する必要がある場合は、本人（保護者）から直接伝えるか、または、保護者の同意を得た上で、学校から必要な情報を伝える。

Q３　本校は、栄養教諭等が未配置だが、保護者との面接に学校保健課栄養士が参加してもらえるか。

Ａ３　学校からの依頼があれば面談に同席する。また、その他学校からの相談についても必要に応じて対応する。

Q４　学校生活管理指導表の記入を主治医に依頼した場合に、費用はかかるのか。（P65～66）

Ａ４　学校生活管理指導表は、保険適用となる。

Q５　保護者から学校生活管理指導表を提出されていないにもかかわらず、学校給食の対応を依頼された。どうしたらよいか。（P65～66）

Ａ５　食物アレルギーを有する児童生徒等のうち、学校給食の対応が必要な場合は、医師の診断、すなわち「学校生活管理指導表」を提出した児童生徒等が対象の条件である。保護者の自己申告や幼少期の診断結果では過剰な食物除去になる可能性がある。そのため、「学校生活管理指導表」の提出がないにもかかわらず、学校給食に特別な配慮を求める保護者に対しては、まずは、医師から適切な診断を受けるとともに、「学校生活管理指導表」の提出を依頼する。

Q６　既に除去食等の対応を行っている児童生徒等について、状態の変化がない場合は、「学校生活管理指導表」の提出を省略できるか。（P65～66）

Ａ６　食物アレルギーは本人が気付かないうちに症状が変化することがあり、「学校生活管理指導表」の提出を少なくとも年１回は求める必要があるため、省略することはできない。

Q７　病院でのアレルギー検査の反応は陰性であるが、エビやカニを食べると喉がかゆくなり、息苦しくなるという症状がある。保護者から要望があった場合は、学校給食対応を行ってもよいか。

Ａ７　学校給食における食物アレルギー対応実施基準（P４）の条件をすべて満たす場合は、給食の対応は可能である。

Ｑ８　学校給食が共同調理場方式の場合、学校給食センターに給食対応が可能かどうかを確認することになるが、どのように確認すればよいか。

Ａ８　管轄の学校給食センターに連絡し、対応可能かどうかを問い合わせる。対応可能であれば、必要な書類を提出する。

Ｑ９　小学校で、調理員が教室へ除去食を持って行ったときに、担任及び本人が不在の場合はどのようにすればよいか。また、中学校で、本人が除去食を取りに来なかったときは、どのようにすればよいか。

Ａ９　除去食受け渡しの際の担任等が不在の場合や、本人が除去食を取りに来なったときの対応については、学校の実情に合わせて食物アレルギー対策委員会において検討し、ルール化を図っておく。（P30 参照）

Q10　じんましんや腹痛等のアレルギー症状がみられたとき、他の疾病による症状との見分け方や重症度を見極める上で大切なことは何か。（P40）

A10　まずは、本人の状態をしっかり観察・把握する。その上で、本人や周りの児童生徒等から、症状が現れるまでの様子や行動を的確に聞き取る。また、日頃から、児童生徒等の健康状態や既往症について十分把握しておくことが、アレルギー症状の原因を見極める上で大切となる。

Q11「食物アレルギー対応プラン」で保護者の同意を得ている場合でも、教職員がエピペン®・ネフィー®を使用する直前に保護者の同意をとったり、主治医に確認をとったりする必要はあるか。

A11　エピペン®・ネフィー®使用の遅れが児童生徒等の死亡事故につながったケースもあることから、エピペン®・ネフィー®を使用すべき症状がみられたときは、速やかにエピペン®・ネフィー®を使用する。保護者や主治医への連絡は、エピペン®・ネフィー®使用後に行う。

Q12　緊急時にエピペン®・ネフィー®を使用する教職員を事前に指定しておく必要があるか。

A12　エピペン®・ネフィー®使用の遅れが児童生徒等の死亡事故につながったケースもあるので、教職員の誰もが緊急時にエピペン®・ネフィー®を使用できるようにしておくこと。また、緊急時は生命を脅かす危険な状態になることがあり、毎年度、「エピペン®を打つ」「ネフィー®を使用する」「心肺蘇生法」「ＡＥＤを使用する」といった緊急時の対応の実技研修会を開催し、緊急時に備えておく。

Q13　誤ってエピペン®を注射またはネフィー®を使用した場合、どのように対処すればよいか。

A13　エピペン®・ネフィー®使用による副作用は、血圧上昇や心拍数増加に伴う症状（動悸、頭痛、振せん、高血圧）が起こりえるが、軽微で一時的な現象であると言われている。しかし、安易に判断せず、必ず医療機関を受診させる。

Q14　蜂毒アレルギーを有する児童生徒等が在籍している場合、このマニュアルに準じて対応をしてもよいですか。

A14　本指針は食物アレルギーを有する児童生徒等を想定して作成しているが、校内体制の整備や緊急時の対応等については、その他アレルギーについても同様に行うことが可能である。

Q15　幼稚園から小学校への依頼文は、どのように対応すればいいか。

A15　様式 11 を活用してください。

Q16　①極微量で反応が誘発される可能性や②多品目の食物除去が必要な食物アレルギー症状がある場合は、完全弁当対応でいいか。(P28)

A16　①②に該当する場合でも、牛乳のみ喫食が可能等、一部弁当対応で対応できる場合もあるので、保護者と十分に状況の確認を行い、情報共有した上で検討し、対応を決定する。

Q17　除去食の検食記録はどうするのか。

A17　通常食と合わせて検食を記録する。

Q18　（様式６）食物アレルギー対応解除（一部解除）の申出書は、保護者の署名だけで医師の署名等は必要ないのか。

A18　医師の署名は必要ない。ただし、対応の解除を希望する場合は必ず受診し、医師との相談内容を様式６に記載すること。年度途中の提出も可能。

Q19　小学校入学前に未摂取の食品がある場合は、どのように対応すればいいか。

A19　食べたことがない食品を給食で初めて喫食し、新規発症する場合もあるので、詳細な聞き取りにを行う。単に食べたことがない未摂取の場合は、家庭での喫食を依頼する。食物アレルギーの関与が疑われる未摂取で学校での対応を希望される場合は、医師の診断によるものかどうかを確認し、必要に応じて管理指導表の提出を依頼する。

Q20　魚卵アレルギーについて、どのように対応すればいいか。

A20　魚卵アレルギーに関しては、血液検査で「いくら」、「たらこ」以外は原因食物として特定できない。このため、原則として魚卵を食べる目的のししゃも等、一匹丸ごと食べるわかさぎ・きびなご・小いわし等は提供しない。また、調理や加工の過程で内臓を取り除く筒状の魚や切り身状の魚、幼魚である小魚等は魚卵が残存している可能性が低いことから提供する。

　なお、「たらこ」アレルギーであれば、「ししゃも」も食べないように指導されることがあるため、学校生活管理指導表に「たらこ」または「魚卵」と記載されている場合には、必ず医師の意見を確認すること。「(P96 参考資料「富山市学校給食における食物アレルギー対応除去食品一覧」参照)

Q21　コンタミネーションとは何か。

A21　食品を生産する際に、原材料として使用していないにも関わらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合をいう。食品表示法による表示義務はなく、任意表示である注意喚起表示により対応されており、「入っているかもしれない」などの可能性表示は認められていない。

Q22　原因食物が複数あり、そのうちの一部の原因食物のみ給食対応を希望された場合は、どのように対応したらよいか。

A22　保護者からは希望や食物アレルギーの状況等詳細な状況を聞き取りを行う。給食対応については、管理指導表の内容に沿って対応する。

Q23　給食では提供しない食品にアレルギーがあり給食対応の希望はないが、エピペン®、ネフィー®を処方されている場合はどのように対応したらよいか。

　エピペン®、ネフィー®を処方されている場合は、緊急時に備えての対応が必要なことから、給食対応等の希望の無に関わらず、必ず学校生活管理指導表の提出を依頼し、食物アレルギー対応プランを作成する。(P10～16 参照)

Q24　保護者から、食物アレルギーではないが牛乳を飲むと体調不良を引き起こすため提供しないでほしいと希望があった場合はどのように対応したらよいか。

A24　乳糖不耐症（牛乳を摂取すると下痢などの体調不良を引き起こすと医師から診断されている場合）等により牛乳が飲めないと申し出があった場合は、牛乳停止に関する申出書（様式 15）の提出を依頼し、牛乳を提供しないこととする。（P24 参照）

6　様式集

様式番号	帳票名	主な作成時期
様式１	食物アレルギー調査票	新入園児健康診断時 就学時健康診断時 中学校入学説明会時 １月上旬
様式１－①	食物アレルギー調査の実施について	同上
様式２－①	食物アレルギー（面接・電話）記録	就学時健康診断当日 またはその近日 ３月
様式２－②		
様式２－③		
様式３	学校生活管理指導表	就学時健康診断後 ３月
様式３－①	学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について	同上
様式３－②	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について	同上
様式４	アレルギー緊急時個別対応票	就学時健康診断後 ３月 食物アレルギー発症時
様式５	食物アレルギー対応プラン	１０月～３月
様式６	食物アレルギー対応解除（一部解除）の申出書	食物アレルギー対応解除時
様式７－①	食物アレルギー対応献立表（提出用）	毎月
様式７－②	食物アレルギー対応献立表（保護者控）	毎月
様式８－①	食物アレルギー対応予定一覧表	毎月
様式８－②		
様式９－①	食物アレルギー対応食 受渡し管理表（給食センター用）	毎日
様式９－②	食物アレルギー対応食 受渡し管理表（幼稚園用）	毎日
様式 10－①	食札	毎日
様式 10－②	連絡カード	毎日
様式 11	食物アレルギー対応依頼書・校内体制図	食物アレルギー対応依頼時
様式 12	食物アレルギー対応解除（一部解除）届	食物アレルギー対応解除時
様式 13	食物アレルギー対応経過記録	食物アレルギー発症時
様式 14	事故略報【食物アレルギー】	食物アレルギー発症時
様式 15	牛乳停止に関する申出書	随時
様式 16-①	教育活動における食物アレルギー対応について	食物を摂取する授業・活動実施時
様式 16-②	調理実習等計画書	同上

※児童生徒等の転入時、新たにアレルギー症状が発症した時等は、様式１～５を随時作成。

様式１

○○年度用　食物アレルギー調査票

富山市立○○○○○○○

学年・組	年　組　番	氏名（ふりがな）		男・女
記入日	年　月　日	保護者氏名		

○現在、お子様は食物アレルギーがありますか。どちらかに○を付けてください。

（学校生活全体の対応を検討する必要があるため、原因食物が学校給食で取り扱わない食品でも、食物アレルギーが有る場合は必ず「はい」と回答してください。）

ア　はい　　**イ　いいえ** → 今回の調査はこれで終了です。

下の質問にご回答ください。
⇩

※食物アレルギー以外の理由（乳糖不耐症や疾病等）で新しく対応を希望される場合や変更がある場合は、学校へご連絡ください。

原因食物 該当するものに✔ （ ）には食品名を記入	□ 鶏卵　□ 牛乳・乳製品　□ 小麦　□ ソバ □ ピーナッツ　□ 種実類・木の実類（　　） □ 甲殻類（　　）□ その他（　　）	
発症年齢	歳頃	
症状	何をどのくらい食べると、どのような症状がでるか、()内に記載してください。 （　　） □ アレルゲンを扱っている同じ工場やライン等で製造された食品についても、家庭では食べさせていない	
	アナフィラキシー症状の経験がある場合は、ご記入ください。 （回数:　回､最後の発症年月日:　年　月､原因食物　　）	
主治医 該当するものに✔	受診　□ 有　（最後の受診：　年　月頃）　□ 無 病院名　医師名　連絡先	
服薬等の状況 該当するものに✔ ※学校への持参の有無に関わらず処方されている場合は必ず記入	エピペン®	□ 有（本人使用　□ できる　□ できない　）□ 無
	ネフィー®	□ 有（本人使用　□ できる　□ できない　）□ 無
	内服薬 吸入薬 外用薬等	□ 有（薬品名　　）　□ 無 ↓使用するタイミング □ 原因食物を摂取・接触したとき　□ 症状が出現したとき

学校での対応（要望） 該当するものに✔	**①　給食**　□希望する □ 保護者や本人、学校等と献立について情報を共有し原因食物を除いた給食を食べる。 □ 給食の一部と持参した弁当を食べる。 □ 給食は食べずに、持参した弁当を食べる。 □ 学校・給食センターでの調理過程で、卵を取り除いた給食（卵除去食）を食べる。	□希望しない □ 自分で除去できるから □ 少量なら症状が出ないから □ 給食で使用しない食物だから □ その他 〔　　〕
	②　食物・食材を扱う授業や活動　□ 希望する　□ 希望しない	
	③　運動（体育・部活動等）　□ 希望する　□ 希望しない	
	④　行事（校外活動・宿泊等）　□ 希望する　□ 希望しない	

保護者連絡先		氏　名	続柄	電話	連絡可能な時間帯
	①				時　～　時
	②				時　～　時

※給食対応を希望される場合や記載内容で確認したい点がある場合は、後日、学校からご連絡させていただきます。

学校記入欄	A詳細な聞き取り　要・不要	B学校生活管理指導表提出依頼　有・無
	C給食対応決定　無・有　【□詳細な献立表のみ　□弁当（一部・完全）　□卵除去食】	

新様式１－①　※参考例

〇〇年〇月〇日

保護者　各位

富山市立　　学校
校長　〇〇　〇〇

〇〇年度用　食物アレルギー調査の実施について

〇〇の候　保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本校では、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギー等の対応を実施しています。
つきましては、学校生活を安全に安心して過ごすため、別紙「食物アレルギー調査票」を記入し、学級担任へ、〇月〇日（　）までに、提出してくださいますようお願い申し上げます。

１　富山市の学校給食において、アレルギー対応ができる対象者は次のとおりです。

(1) 医師による検査・診察の結果、食物アレルギーやアナフィラキシーと診断されている者等

(2) 医師の指導のもと、家庭でも原因食物の除去を行っている者、通常の給食に不都合がある者等

※　学校で給食対応するためには、毎年、主治医が記載した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要になります。「学校生活管理指導表」の記載に係る医師の文書料については、保険適用となります。

２　本校の学校給食において、実施可能な対応は次のとおりです。

Ａ～Ｃいずれの対応も、「学校給食の原材料を詳細に記入した献立表」を家庭に事前に配布します。

Ａ　詳細な献立表対応

原材料を詳細に記した献立表をもらい、保護者や本人、学校等と情報を共有し、原因食物を除いた給食を食べる。

Ｂ　弁当対応

（一部弁当対応）給食の一部と、持参した弁当を食べる。

（完全弁当対応）給食は食べずに、毎日持参した弁当を食べる。

Ｃ　除去食対応

原因食物を除いた給食を食べるが、調理過程で鶏卵が除去できる献立がある場合は、鶏卵除去食を提供する。

※　富山市では、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を行います。
「少量なら食べられる」「加工食品に含まれる程度なら食べられる」という場合でも、給食対応では、アレルゲンを含む献立は一切提供しないことになります。

３　本校において、食物アレルギーに関する学校給食以外の主な対応は次のとおりです。

(1) 食物・食材を扱う授業や活動（調理実習等）
食物を食べる授業や活動を行う場合は、事前に使用する食材等についてお知らせします。

(2) 運動（体育・部活動等）
食物依存性運動誘発アレルギーの既往がある場合は、必要に応じて対応を検討します。

(3) 行事（校外活動・宿泊等）
宿泊施設の食事や必要な対応について事前に確認します。
活動中に飲食店等で食事をする場合は、事前にお知らせします。

担　当　〇〇、〇〇
連絡先　〇〇〇学校（TEL　〇〇〇－〇〇〇〇）

様式２－①

食物アレルギー（面接・電話）記録

年　　月　　日（時間　　：　　～　　：　　）

学年・組		氏　名		男 ・ 女
相手方（保護者）				（　　名）
対応者（学校職員）				（　　名）
記録者				

原因食物に関すること	何をどのくらい食べると症状がでるか、生・加熱で症状が異なるか、アレルゲンを扱っている同じ工場やラインで製造された食品についても医師の指示等で除去が必要か　（魚卵はどの程度食べられるか）、等	
これまでの経過等症状に関すること	いつ頃から、どのような症状が出たのか。過去の既往やその他のアレルギー等	
主治医・病院・治療に関すること	通院や治療の状況、医師からの説明内容等	
エピペン®・ネフィー®薬に関すること	過去のエピペン®・ネフィー®や薬の使用状況、保護者と連絡がとれない場合の対処方法	
給食対応について	１つ１つのアレルゲンについて、どのような対応を行うのか等	
学校で配慮してほしいこと	食に関する活動	
	教材教具等の配慮	
	運動	
	遠足・校外学習	
	本人への指導	
	周囲への指導等	

様式２－②

食物アレルギー（面接・電話）記録

年　　月　　日（時間　　：　　～　　：　　）

学年・組		氏　名		男 ・ 女
相手方（保護者）				（　　名）
対応者（学校職員）				（　　名）
記録者				

様式2-③

食物アレルギー対応面談記録・チェックリスト

月　　日（時間　　：　　～　　：　　）

学年・組		氏名		男 ・ 女
相手方（保護者）				（　　名）
対応者（学校職員）				（　　名）
記録者				

●原因食物や症状に関すること

1	アレルギーの原因食物は何ですか。	
2	発症年齢はいつですか。	歳頃
3	何をどのくらい食べるとどのような症状がでますか。 【何を】加熱・調理形態　等 【 量 】少量でも・体調によって・触れるだけでも・未摂取 【症状】どこがどのようになるか、摂取後からの発生時間 最後の発症年月日　等 アナフィラキシー症状の経験はありますか。 【アナフィラキシー】・回数　・最後の発症年月日　・原因食材 症状・発症歴等　聞き取りメモ（必要に応じメモ欄を使用） **※魚卵がアレルゲンの場合** ●魚卵を食べることが想定されるもの・魚体を丸ごと食べるもの （ししゃも・わかさぎ・きびなご等）　喫食可 ・ 不可 ●筒状の魚（いわし・さんま等）　喫食可 ・ 不可 ●切り身状の魚（ふくらぎ、ホキ、あじ、さば等）　喫食可 ・ 不可 ●小魚（味付け小魚、かえり煮干し等）　喫食可 ・ 不可	【何を】 【どのくらい】 【症状】 最終発症年月日　　年　月 【アナフィラキシー】　有 ・ 無 回数　　回 最終発症年月日　　年　月 原因食材

●主治医、服薬等に関すること

1	最後に受診したのはいつか。	年　　月 頃 病院名 病院電話番号 医師名
2	エピペン®の処方はあるか。	有（　本）【本人使用 可 ・ 否】・ 無
3	ネフィー®の処方はあるか。	有【本人使用 可 ・ 否】・ 無
4	内服薬の処方はあるか。	有 ・ 無 薬品名 服薬量（1回分）
5	内服のタイミングはいつか。	原因食材の接触、摂取時 ・ 症状出現時
6	介助なく、水での内服可能か。 ※否の場合、服薬ゼリー等の持参を検討する。	可 ・ 否 ※否の場合の対応：
7	その他（吸入器・外用薬等）の処方はあるか。	有 ・ 無 薬品名
8	エピペン®、ネフィー®、内服薬等の保管場所はどこにするか。 保管場所の例：ランドセルの中、保健室、職員室　等	エピペン ネフィー 内服薬 その他

9	アレルギー症状が出た場合、必ず保護者に連絡するが、 連絡が取れない場合、どのように対処したらよいか。	
10	緊急時の対応で特別な配慮が必要なことはあるか。	有 ・ 無 ※有の場合の対応:

●給食対応に関すること

1	安全な給食提供が可能か。 ※富山市学校における食物アレルギー対応マニュアルP35参照 ア 極微量で反応が有される可能性のための配慮 イ 多品目食物除去の必要性 →「要」の項目がある場合、給食提供不可(完全弁当)となる。	ア	a 調味料・だし・添加物	配慮: 要 ・ 不要
			b 同一工場、ライン等	配慮: 要 ・ 不要
			c 食器・調理器具の共有	配慮: 要 ・ 不要
			d 揚げ油の共有	配慮: 要 ・ 不要
		イ	多品目除去	要 ・ 不要
2	富山市の給食におけるアレルギー対応について説明する。	説明後【✓】記入		
2-1	完全除去対応であること。 ・原因食物が含まれる献立については、含まれる量や調理方法に関わらず、提供はしない。(部分除去対応はできない。)			
2-2	鶏卵のみ除去食を提供すること。調理過程で除去できるもののみで、それ以外は提供せず、代替食の提供もしないこと。 ※除去食の調理スペースは、専用個室ではないこと。			
2-3 ①	【単独校】除去食提供方法 除去食は、1人分ずつ盛りつけて、学年・学級・氏名・献立名・除去食物・対応内容が分かるようにし、対応児(生徒)に確実にわたるようにすること。			
2-3 ②	【センター受配校】除去食提供方法 除去食は、給食センターから個別の容器に入れて配送し、対応児(生徒)に確実にわたるようにすること。			
2-4	代替食、鶏卵以外の除去食の提供はしないこと。			
2-5	食器、箸、トング、食缶等は、アレルギー専用ではないこと。			
2-6	揚げ油は、数回、同じ油を使用すること。			
2-7	特定原材料及び特定原材料に準ずるもの(29品目)以外の食品について、学校給食の状況を説明したうえで、除去する内容について相談し決定すること。			
2-8	除去食の提供ができない場合や提供しない献立がある場合は、一部弁当持参が可能であること。 (保冷バックに入れてほしいこと、学校での保管場所や受け渡し方法などを説明する。)			
2-9	「食物アレルギー対応献立表」の見方について説明する。 ・毎月配布されること。 ・必要事項(一部弁当持参の有無)および保護者確認欄記載ののち、学校用を児童生徒を通じて提出してもらうこと。 ・保護者用は家庭での確認用のため家庭で保管すること。			
2-10	配膳について説明する。 ・毎日、最初に配膳すること。 ・毎日、おかわりはできないこと。(配膳時に量の調整を行う)			
2-11	家庭での依頼事項 ・食物アレルギーがあることをお子さんに十分理解させること。 ・毎日、必ずお子さんと一緒に、除去食の有無や、食べられるもの、食べられないもの、弁当の有無について確認してもらうこと。 ・初めて食べる食品が給食で使用される場合は、事前に家庭で喫食し、食べても大丈夫か確認すること。			

●アレルギー情報に関すること

1	お子さんのアレルギーについて、当該学級の児童生徒等へ説明してもよいか。	可 ・ 否 ※否の場合の対応:
2	「食物アレルギー対応献立表」を教室に掲示してよいか。 (原則掲示することが基本)	可 ・ 否 ※否の場合の対応:

●学校生活に関わること

1	給食は教室で食べることが可能か。	可 ・ 否 ※否の場合の対応:
2	給食当番、片付けの順番に配慮が必要か。 ※担当できる役割を明確に、対応欄に記載しておく。	必要 ・ 不要 ※必要の場合の対応:
3	食品を扱う授業での配慮は必要か。	
	●喫食する活動(調理実習等)	必要 ・ 不要 ※必要の場合の対応:
	●喫食はしないが食品を扱う活動(図工・理科実験等)	必要 ・ 不要 ※必要の場合の対応:
	●食品容器(牛乳・カップめん・マヨネーズの容器等)を扱う活動(図工等)	必要 ・ 不要 ※必要の場合の対応:
4	運動(体育・部活動)について配慮は必要か。	必要 ・ 不要 ※必要の場合の対応:
5	行事(校外学習、宿泊、修学旅行)について配慮は必要か。	必要 ・ 不要 ※必要の場合の対応:

学校生活において、上記以外で対応等が必要とされることがある場合は記載する。

●その他

1	学校生活管理指導表は、毎年提出が必要になることを説明する。	説明後【✓】記入
2	給食における食物アレルギー対応が不要になった場合、解除申請書の提出していただくこと(年度途中でも解除申請可)を説明する。	説明後【✓】記入
3	食物アレルギー対応プラン保護者署名欄の同意事項を説明する。 (小学6年生時点の食物アレルギー対応プラン、食物アレルギー調査票、学校生活管理指導表を進学先の中学校へ引き継ぐことを説明)	説明後【✓】記入

●保護者連絡先

	氏名	続柄		電話	連絡可能な時間帯
1			①		時 ～ 時
			②		時 ～ 時
2			①		時 ～ 時
			②		時 ～ 時

特記事項があれば記載する。

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）　＿＿＿年＿＿月＿＿日生　　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿＿年＿＿月＿＿日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

アナフィラキシー（あり・なし）／食物アレルギー（あり・なし）

病型・治療

A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）
1．即時型
2．口腔アレルギー症候群
3．食物依存性運動誘発アナフィラキシー

B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）
1．食物（原因　　）
2．食物依存性運動誘発アナフィラキシー
3．運動誘発アナフィラキシー
4．昆虫　（　　）
5．医薬品（　　）
6．その他（　　）

C 原因食物・除去根拠　該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載

1．鶏卵	《　　》		
2．牛乳・乳製品	《　　》		
3．小麦	《　　》		
4．ソバ	《　　》		
5．ピーナッツ	《　　》		
6．甲殻類	《　　》	（ すべて・エビ・カニ	）
7．木の実類	《　　》	（ すべて・クルミ・カシュー・アーモンド	）
8．果物類	《　　》	（　　）	
9．魚類	《　　》	（　　）	
10．肉類	《　　》	（　　）	
11．その他1	《　　》	（　　）	
12．その他2	《　　》	（　　）	

[除去根拠] 該当するもの全てを《 》内に記載
① 明らかな症状の既往　② 食物経口負荷試験陽性
③ IgE抗体等検査結果陽性　④ 未摂取

（ ）に具体的な食品名を記載

D 緊急時に備えた処方薬
1．内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）
2．アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）
3．その他（　　）

学校生活上の留意点

A 給食
1．管理不要　　2．管理必要

B 食物・食材を扱う授業・活動
1．管理不要　　2．管理必要

C 運動（体育・部活動等）
1．管理不要　　2．管理必要

D 宿泊を伴う校外活動
1．管理不要　　2．管理必要

E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの

※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。

鶏卵：卵殻カルシウム
牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦：醤油・酢・味噌
大豆：大豆油・醤油・味噌
ゴマ：ゴマ油
魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤
肉類：エキス

F その他の配慮・管理事項(自由記述)

【緊急時連絡先】

★保護者
電話：

★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

記載日
年　月　日

医師名　㊞

医療機関名

気管支ぜん息（あり・なし）

病型・治療

A 症状のコントロール状態
1．良好　　2．比較的良好　　3．不良

B-1 長期管理薬（吸入）

	薬剤名	投与量／日
1．ステロイド吸入薬	（　　）	（　　）
2．ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤	（　　）	（　　）
3．その他	（　　）	（　　）

B-2 長期管理薬（内服）

	薬剤名
1．ロイコトリエン受容体拮抗薬	（　　）
2．その他	（　　）

B-3 長期管理薬（注射）

	薬剤名
1．生物学的製剤	（　　）

C 発作時の対応

	薬剤名	投与量／日
1．ベータ刺激薬吸入	（　　）	（　　）
2．ベータ刺激薬内服	（　　）	（　　）

学校生活上の留意点

A 運動（体育・部活動等）
1．管理不要　　2．管理必要

B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動
1．管理不要　　2．管理必要

C 宿泊を伴う校外活動
1．管理不要　　2．管理必要

D その他の配慮・管理事項(自由記述)

【緊急時連絡先】

★保護者
電話：

★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

記載日
年　月　日

医師名　㊞

医療機関名

（公財）日本学校保健会 作成

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）　＿＿＿年＿＿月＿＿日生　　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿＿年＿＿月＿＿日

アトピー性皮膚炎（あり・なし）

病型・治療

A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班）
1．軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。
2．中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。
3．重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。
4．最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。
＊軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変
＊強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変

B-1　常用する外用薬
1．ステロイド軟膏
2．タクロリムス軟膏
（「プロトピック®」）
3．保湿剤
4．その他（　　）

B-2　常用する内服薬
1．抗ヒスタミン薬
2．その他
（　　）

B-3　常用する注射薬
1．生物学的製剤

学校生活上の留意点

A プール指導及び長時間の紫外線下での活動
1．管理不要　　2．管理必要

B 動物との接触
1．管理不要　　2．管理必要

C 発汗後
1．管理不要　　2．管理必要

D その他の配慮・管理事項(自由記述)

記載日
年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

アレルギー性結膜炎（あり・なし）

病型・治療

A 病型
1．通年性アレルギー性結膜炎
2．季節性アレルギー性結膜炎（花粉症）
3．春季カタル
4．アトピー性角結膜炎
5．その他（　　）

B 治療
1．抗アレルギー点眼薬
2．ステロイド点眼薬
3．免疫抑制点眼薬
4．その他（　　）

学校生活上の留意点

A プール指導
1．管理不要　　2．管理必要

B 屋外活動
1．管理不要　　2．管理必要

C その他の配慮・管理事項（自由記載）

記載日
年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

アレルギー性鼻炎（あり・なし）

病型・治療

A 病型
1．通年性アレルギー性鼻炎
2．季節性アレルギー性鼻炎（花粉症）
主な症状の時期：　春　、　夏　、　秋　、　冬

B 治療
1．抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服）
2．鼻噴霧用ステロイド薬
3．舌下免疫療法（ダニ・スギ）
4．その他（　　）

学校生活上の留意点

A 屋外活動
1．管理不要　　2．管理必要

B その他の配慮・管理事項（自由記載）

記載日
年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（公財）日本学校保健会 作成

様式３－①　※参考例

年　　月　　日

年　　組　　氏名

保　護　者 様

富山市立　　校（園）長

学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について

日頃から、本校の教育活動についてご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
先日実施しました食物アレルギー調査の結果、学校での食物アレルギー対応が必要となることから、　　月　　日（　）までに、学校生活管理指導表を、学級担任までご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

１　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について

(1)主治医に記載を依頼してください。この書類の記載に係る文書料については、保険適用となります。
(2)主治医に記載を依頼される場合は、別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について」を添えてください。
(3)学校における食物アレルギー等の対応は、この書類に主治医が記載された内容に基づいて配慮や管理を行います。配慮や管理について変化がない場合であっても、毎年度の提出が必要です。
(4)保護者の方が記載する部分があります。表面の「緊急時連絡先」の保護者欄（２か所）、裏面一番下「保護者氏名」を記載し、提出してください。

２　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）提出後の予定について

(1)学校から電話連絡をさせていただき、面談の日程を決めます。
(2)面談では、次の内容について確認や相談をさせていただきます。
・お子さんのアレルギーについて
・学校で実施可能な給食の対応について
・学校生活管理指導表の記載内容以外で、学校生活上の注意点や配慮事項について
・緊急時の連絡先（連絡してほしい順に２つの電話番号）
(3)面談終了後、学校で「食物アレルギー対応プラン」を作成します。作成後に、再度、保護者の方と面談し、対応について心配な点や不明な点がないか確認します。
(4)「対応プラン」の内容にご了承いただけたら、保護者の同意欄にサインをし、手続きは終了です。

様式３－②

主治医・保護者の方へ

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について

食物アレルギーに関する配慮や管理が必要なお子さんが、学校生活をより安全に安心して過ごすためには、学校、家庭、医療機関が情報の共有を図り、共通認識のもと食物アレルギー等の対応を実施していくことが重要です。また、その対応は、医師の診断に基づいて行うことが必要ですので、主治医には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載を依頼しております。よろしくお願いします。

＜学校に提出する際の留意点＞

・児童生徒等の病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、原則として、内容が同じでも毎年新しい「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要です。
・大きな変化がない場合、本表は１年間を通じて使用します。現在の状況及び今後１年間を通じて、予測される状況を記載願います。
・学校生活管理指導表の記載箇所

	記載内容	
主治医	❶疾患	当てはまる疾患名、（あり・なし）の欄に○をつける。
	❷病型・治療	当該疾患の原因や症状、服薬中の薬等、現在の状況を記入する。
	❸学校生活上の留意点	学校生活における管理・配慮の必要性について記入する。
	❹緊急時連絡先	連絡医療機関の医療機関名と電話番号を記入する。
	❺主治医	記載日、医師名、医療機関名を記入する。
保護者	㋐緊急連絡先	保護者欄に電話番号を記入する。 （職場など必ず電話がつながるところを記載する）
	㋑保護者の同意 ※裏面末尾	緊急時の対応に活用するため、「学校生活管理指導表」に記載された情報を教職員等で共有することの同意について署名する。



表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）　＿＿年＿＿月＿＿日生　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿年＿＿月＿＿日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

❶ アナフィラキシー（あり・なし）／食物アレルギー（あり・なし）

病型・治療 ❷

■ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）
1. 即時型
2. 口腔アレルギー症候群
3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

■ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）
1. 食物（原因　　）
2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
3. 運動誘発アナフィラキシー
4. 昆虫（　　）
5. 医薬品（　　）
6. その他（　　）

■ 原因食物・除去根拠　該当する食品の番号に○をし、かつ（　）内に除去根拠を記載

1. 鶏卵	（　）	（　）	
2. 牛乳・乳製品	（　）	（　）	
3. 小麦	（　）	（　）	
4. ソバ	（　）	（　）	
5. ピーナッツ	（　）	（　）	
6. 甲殻類	（　）	（　）	（すべて・エビ・カニ）
7. 木の実類	（　）	（　）	（すべて・クルミ・カシュー・アーモンド）
8. 果物類	（　）	（　）	
9. 魚類	（　）	（　）	
10. 肉類	（　）	（　）	
11. その他1	（　）	（　）	
12. その他2	（　）	（　）	

【除去根拠】該当するものの全てを（　）内に記載
① 明らかな症状の既往　② 食物経口負荷試験陽性
③ IgE抗体等検査結果陽性　④ 未摂取
（　）に具体的な食品名を記載

■ 緊急時に備えた処方薬
1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）
2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）
3. その他（　　）

学校生活上の留意点 ❸

■ 給食　1. 管理不要　2. 管理必要
■ 食物・食材を扱う授業・活動　1. 管理不要　2. 管理必要
■ 運動（体育・部活動等）　1. 管理不要　2. 管理必要
■ 宿泊を伴う校外活動　1. 管理不要　2. 管理必要
■ 摂取食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの
※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。
鶏卵：卵殻カルシウム
牛乳：乳糖・乳清成分カルシウム
小麦：醤油・酢・味噌
大豆：大豆油・醤油・味噌
ゴマ：ゴマ油
魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤
肉類：エキス
■ その他の配慮・管理事項（自由記述）

緊急連絡先

★保護者
電話：　㋐

★連絡医療機関
医療機関名：
電話：　❹

記載日　年　月　日
医師名　❺　㊞
医療機関名

❷ 気管支ぜん息（あり・なし）

病型・治療

■ 症状のコントロール状態
1. 良好　2. 比較的良好　3. 不良

■-1 長期管理薬（吸入）

	薬剤名	投与量／日
1. ステロイド吸入薬	（　）	（　）
2. ステロイド吸入薬／長時間作用性β2吸入薬配合剤	（　）	（　）
3. その他	（　）	（　）

■-2 長期管理薬（内服）

	薬剤名
1. ロイコトリエン受容体拮抗薬	（　）
2. その他	（　）

■-3 長期管理薬（注射）

	薬剤名
1. 生物学的製剤	（　）

■ 発作時の対応

	薬剤名	投与量／日
1. ペータ刺激薬吸入	（　）	（　）
2. ペータ刺激薬内服	（　）	（　）

学校生活上の留意点 ❸

■ 運動（体育・部活動等）　1. 管理不要　2. 管理必要
■ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動　1. 管理不要　2. 管理必要
■ 宿泊を伴う校外活動　1. 管理不要　2. 管理必要
■ その他の配慮・管理事項（自由記述）

緊急連絡先

★保護者
電話：

★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

記載日　年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

（公財）日本学校保健会 作成

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）＿＿＿年＿＿月＿＿日生　＿＿＿年＿＿＿組　　提出日＿＿＿年＿＿月＿＿日

アトピー性皮膚炎（あり・なし）

病型・治療

A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班）
1．軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。
2．中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。
3．重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。
4．最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。
＊範囲の目安：顔面の紅斑、鱗屑、落屑などの皮疹
＊強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、漿液、易出血などを伴う病変

B-1 常用する外用薬
ステロイド軟膏
2 タクロリムス軟膏
（「プロトピック®」）
3 保湿剤
4 その他（　　）

B-2 常用する内服薬
1．抗ヒスタミン薬
2．その他
（　　）

B-3 常用する注射薬
1．生物学的製剤

学校生活上の留意点

A プール指導及び長時間の紫外線下での活動
1 管理不要　2 管理必要

B 動物との接触
1．管理不要　2 管理必要

C 発汗後
1．管理不要　2 管理必要

D その他の配慮・管理事項（自由記述）

記載日　年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

アレルギー性結膜炎（あり・なし）

病型・治療

A 病型
1 通年性アレルギー性結膜炎
2 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症）
3 春季カタル
4 アトピー性角結膜炎
5 その他（　　）

B 治療
抗アレルギー点眼薬
2 ステロイド点眼薬
3 免疫抑制点眼薬
4 その他（　　）

学校生活上の留意点

A プール指導
1 管理不要　2 管理必要

B 屋外活動
1．管理不要　2 管理必要

C その他の配慮・管理事項（自由記述）

記載日　年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

アレルギー性鼻炎（あり・なし）

病型・治療

A 病型
通年性アレルギー性鼻炎
2 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症）
主な症状の時期：春、夏　秋、冬

B 治療
1 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服）
2．鼻噴霧用ステロイド薬
3．舌下免疫療法（ダニ・スギ）
4．その他（　　）

学校生活上の留意点

A 屋外活動
1．管理不要　2 管理必要

B その他の配慮・管理事項（自由記述）

記載日　年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

（公財）日本学校保健会 作成

様式４

■アレルギー緊急時個別対応票

富山市立

〔太枠内は保護者・学校とで事前に確認し記入〕

児童生徒氏名

生年月日　　年　　月　　日

原因物質

内服薬の処方　□あり　□ なし

エピペン®の処方　□あり　□ なし

ネフィー®の処方　□あり　□ なし

医療機関

医 師 名

【緊急時連絡先（氏名、勤務先、TEL 等）】

①

②

発生日	年　月　日	
摂取・接触状況	時　分 頃	
	何を（　）	
	どのくらい（　）	
症状	時　分 頃 ※初めて症状を確認した時刻を記入する	
処置・連絡	初期処置	□うがい　□洗い流す □助けを呼ぶ （　時　分）
	連絡確認	□ 保護者への連絡 （　時　分）
	内服	□ 事前の指示の内服薬使用 （　時　分）
	エピペン® ネフィー®	□ エピペン®の使用 □ ネフィー®の使用 （　時　分）
	連絡確認	□ 救急車の要請 （　時　分）
備考		

＜症状チェックと対応手順＞

※該当する症状欄に☑し、時刻も記録する。

各項目１つでも当てはまれば（　）の対応をとる。

１．安静にし、注意深く経過観察（内服）

	観察項目	時刻
	軽いおなかの痛み（我慢できる）	:
	吐き気	:
	目のかゆみ、充血	:
	口の中の違和感、唇の腫れ	:
	くしゃみ、鼻水、鼻づまり	:
	軽度のかゆみ	:
	数個のじんましん	:
	部分的な赤み	:

２．速やかに医療機関を受診(エピペン・ネフィー準備)

	数回の軽い咳	:
	中等度のおなかの痛み	:
	１～２回のおう吐	:
	１～２回の下痢	:
	顔全体の腫れ	:
	まぶたの腫れ	:
	強いかゆみ	:
	全身に広がるじんましん	:
	全身が真っ赤	:

３．ただちに 119 救急車要請(エピペン・ネフィー使用)

	ぐったり	:
	意識もうろう	:
	尿や便をもらす	:
	脈が触れにくい、または不規則	:
	唇や爪が青い	:
	のどや胸が締め付けられる	:
	声がかすれる	:
	犬が吠えるような咳	:
	息がしにくい	:
	持続する強い咳込み	:
	ゼーゼーする呼吸	:
	持続する強く我慢できないおなかの痛み	:
	繰り返し吐き続ける	:

様式５

食物アレルギー対応プラン

富山市立　　学校（園）　　作成日　　年　　月　　日

年　組	氏名	男・女	年　月　日生（　才）

●食物アレルギー病型（該当する病型○、原因食物を記載）

（　）即時型	（　）口腔アレルギー症候群	（　）食物依存性運動誘発アナフィラキシー
原因物質		

●アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往有の場合のみ記載、管理指導表から転記）

１．原因食物	２．食物依存性運動誘発アナフィラキシー	３．運動誘発アナフィラキシー	４．昆虫 ※種類を記入	５．医薬品 ※原因薬品を記入	６．その他 ※内容を記入

●主治医・処方薬の状況

主治医	病院名
	診療科・主治医名
	TEL
処方薬の状況	緊急時用内服薬 （　　） 抗ヒスタミン薬・ステロイド薬 （保管場所：　　） エピペン®：　有・無 ネフィー®：　有・無 （保管場所：　　） その他（　　） （保管場所：　　）

●緊急時の対応

想定される症状			
緊急時の対応	薬の内服		（　）　原因物資を摂取・接触したとき （　）　症状が出現したとき
	エピペン®（　本） ネフィー®（　本）		
	その他		
	緊急連絡先	1	TEL　　（続柄）
		2	TEL　　（続柄）

●学校での対応策

学校給食・昼食	
食物・食品を扱う活動・授業	
運　動 （体育・部活動）	
行　事 （宿泊学習・遠足・校外学習）	
教材教具等の配慮	
本人への指導	
他の児童生徒等への指導 保護者への説明	
その他	

●保護者の同意

記載内容について了解し、次の事項に同意します。
・本対応プランを学校内で共有すること
・エピペン®・ネフィー®を所持する場合、緊急時の迅速な対応のため、消防機関等関係機関に必要な情報を提供すること
・小学６年生（義務教育学校前期課程を含む）時点の食物アレルギー対応プラン、食物アレルギー調査票、学校生活管理指導表を、進学先の市立中学校へ引き継ぐこと

年　　月　　日　　保護者氏名

様式6

年　　月　　日

富山市立〇〇〇学校長　様

食物アレルギー対応解除(一部解除)の申出書

学校給食での食物アレルギー対応が不要になりましたので、次のとおり解除（一部解除）をお願いします。

1　食物アレルギー対応を解除する児童生徒について

児童生徒氏名	ふりがな 年　　組　　氏名　　(男・女)

2　食物アレルギー対応について医師に相談した日・相談した医師名・内容等について

医師に相談した日	年　月　日	相談した医師名	
（医師の意見） （保護者の意見、現在の家庭でのアレルギー対応状況等）			

3　食物アレルギー対応の変更内容

	現　在	変　更　後
原　因　食　物		
内　　容	□詳細な献立表対応 □除去食（卵） □その他 （　　）	□対応不要 □詳細な献立表対応 □除去食（卵） □その他 （　　）

記載内容に相違ありません。

年　月　日

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※学校記入欄 対応の解除（　可　・　不可　）　　対応の解除日　　年　月　日

様式７－ ①

提出用

年　　月　食物アレルギー対応献立表

学校名

学年・組	名　前	アレルギー原因食物
年　組		

◆下表の見方とお願い◆
①献立名の欄に記載している☆印は、加工食品を表しています。
②給食対応の欄に記載している内容は、次のとおりです。
『×』→その献立は提供しません。　『除去食提供』→給食室で作った除去食を提供します。
③給食対応欄に『×』がついている献立に代わって、家庭からおかず等を持参される場合は、
×印の隣に、『弁当』と記入してください。

日	曜	給食対応	献　立　名	食物アレルギー原因食物 ・特定原材料（９品目） ・特定原材料に準ずるもの（20品目）	当日チェック

月の給食において、上記のとおり食物アレルギー対応を行います。
内容の確認と署名をいただき、　　月　　日（　　）までに学校へ提出してください。

上記の対応を了承します。
保護者氏名

様式７－ ②

保護者控

年　　月　食物アレルギー対応献立表

学校名

学年・組	名　前	アレルギー原因食物
年　組		

◆下表の見方とお願い◆
①献立名の欄に記載している☆印は、加工食品を表しています。
②給食対応の欄に記載している内容は、次のとおりです。
『×』→その献立は提供しません。　『除去食提供』→給食室で作った除去食を提供します。
③給食対応欄に『×』がついている献立に代わって、家庭からおかず等を持参される場合は、
×印の隣に、『弁当』と記入してください。

日	曜	給食対応	献　立　名	食物アレルギー原因食物 ・特定原材料（９品目） ・特定原材料に準ずるもの（20品目）	当日 ﾁｪｯｸ

様式７－①

【例】

提出用

令和●年4月　食物アレルギー対応献立表

①　富山市立●●小学校

学年・組	名　前	アレルギー原因食物
１年１組	立山　一郎	卵　乳　パインアップル

◆下表の見方とお願い◆　①
①献立名の欄に記載している☆印は、加工食品を表しています。
②給食対応の欄に記載している内容は、次のとおりです。
『×』→その献立は提供しません。　『除去食提供』→給食室で作った除去食を提供します。
③給食対応欄に『×』がついている献立に代わって、家庭からおかず等を持参される場合は、×印の隣に、『弁当』と記入してください。

⑤

日	曜	給食対応 ②	④	献立名	食物アレルギー原因食物 ・特定原材料(9品目) ・特定原材料に準ずるもの(20品目)	当日チェック
8	月	×	弁当	コッペパン	小麦 乳 ⑦	レ
		×		牛乳	乳	
				☆ミートボール	鶏肉 小麦	
				アスパラサラダ		
		×	弁当	かぼちゃポタージュ	大豆(コンソメスープの素)　小麦・乳・大豆(ホワイトルウ)　乳(牛乳)　乳(生クリーム)	
				バナナ	バナナ	
9	火			五目ごはん	大豆(五目ごはんの素)	レ
		×		牛乳	乳	
				☆コロッケ	豚肉　小麦	
				ごま和え	ごま(ごま)	
				みそ汁		
10	水			ごはん		レ
		×		牛乳	乳	
				えびと豆腐のうま煮	えび(むきえび)　大豆(豆腐)	
				☆にんじんシューマイ	豚肉 小麦	
				塩ナムル	⑧	
		×		冷凍パイン	パインアップル(パインアップル)	
11	木			ごはん		
		×		牛乳	乳	
				魚の竜田揚げ		
				おひたし		
		除去食提供		卵とじ	豚肉(豚もも肉)　大豆(高野豆腐)　卵(鶏卵)	
12	金	×		食パン（減）	小麦 乳	
		×		牛乳	乳	
				ツナとトマトのスパゲッティ	小麦(スパゲッティ)	
				ウインナー	豚肉・大豆(ウインナー)	
				コールスローサラダ		
		×		棒チーズ	乳	
15	月			ごはん		
		×		牛乳	乳	
				かぼちゃのそぼろあん	鶏肉(鶏ひき肉)	
				☆さんまの土佐煮		
				酢の物		
				大豆ふりかけ	大豆 ごま	
				省	略	
25	木			ごはん		
		×		牛乳	乳	
				韓国風すきやき	豚肉(豚もも肉)　大豆(焼き豆腐)	
				☆カレイフライ	小麦	
				レモン和え		
		×		☆ババロアシュークリム	乳 卵 大豆 小麦 ゼラチン	
26	金	×		食パン	小麦 乳	
		×		牛乳	乳	
				チリコンカン	豚肉(豚ひき肉)	
				☆フライドポテト		
				豆腐スープ	大豆(豆腐)	

４月の給食において、上記のとおり食物アレルギー対応を行います。
内容の確認と署名をいただき、●月●日（●）までに学校へ提出してください。

上記の対応を了承します。
保護者氏名　**立山　太郎**　④

＜様式7の作成手順＞

①「提出用」(様式7-①)に入力します。

②『食物アレルギー原因食物』の欄に記載されているアレルゲンを確認し、該当する献立に対して、給食対応(『×』または『除去食提供』)の内容を入力します。

※アレルゲン表示の内容につきましては、後述⑦⑧のとおりです)

③「保護者控」(様式7-②)に①、②と同じ内容を入力します。

④「提出用」(様式7-①)と「保護者控」(様式7-②)の両方を保護者に渡します。
保護者に、給食対応の内容確認(“弁当”の追記も含む)と署名をいただき、「提出用」(様式7-①)を期日までに学校へ提出してもらいます。
★注意★
保護者が、給食で提供されない献立(“給食対応”欄に×印があるもの)に代わって、家庭からおかず等の持参を希望する場合は、「提出用」(様式7-①)と「保護者控」(様式7-②)の両方に“弁当”と記入してもらってください。

⑤保護者から提出された「提出用」(様式7-①)は、一旦当該帳票の作成担当者(センター受配校は給食主任)が回収し、保護者の記入箇所(④)を確認したのち、必要に応じて食物アレルギー対応予定一覧表(様式8)を作成します。また、給食対応の内容を教職員で情報共有します。
「提出用」(様式7-①)は、当該児童生徒の学級担任が保管し、当日の給食が給食対応の内容と一致しているか確認して、チェックします。

様式７－②

【例】

保護者控

令和●年4月　食物アレルギー対応献立表

③ 富山市立●●小学校

学年・組	名　前	アレルギー原因食物
１年１組	立山　一郎	卵　乳　パインアップル

◆下表の見方とお願い◆　③

①献立名の欄に記載している☆印は、加工食品を表しています。
②給食対応の欄に記載している内容は、次のとおりです。
『×』→その献立は提供しません。　『除去食提供』→給食室で作った除去食を提供します。
③給食対応欄に『×』がついている献立に代わって、家庭からおかず等を持参される場合は、×印の隣に、『弁当』と記入してください。

⑥

日	曜	給食対応 ③	④	献立名	食物アレルギー原因食物 ・特定原材料(9品目) ・特定原材料に準ずるもの(20品目)	当日チェック
8	月	×	弁当	コッペパン	小麦 乳	レ
		×		牛乳	乳 ⑦	
				☆ミートボール	鶏肉 小麦	
				アスパラサラダ		
		×	弁当	かぼちゃポタージュ	大豆(コンソメスープの素)　小麦・乳・大豆(ホワイトルウ)　乳(牛乳)　乳(生クリーム)	
				バナナ	バナナ	
9	火			五目ごはん	大豆(五目ごはんの素)	レ
		×		牛乳	乳	
				☆コロッケ	豚肉　小麦	
				ごま和え	ごま(ごま)	
				みそ汁		
10	水			ごはん		レ
		×		牛乳	乳	
				えびと豆腐のうま煮	えび(むきえび)　大豆(豆腐)	
				☆にんじんシューマイ	豚肉 小麦	
				塩ナムル	⑧	
		×		冷凍パイン	パインアップル(パインアップル)	
11	木			ごはん		
		×		牛乳	乳	
				魚の竜田揚げ		
				おひたし		
		除去食提供		卵とじ	豚肉(豚もも肉)　大豆(高野豆腐)　卵(鶏卵)	
12	金	×		食パン（減）	小麦 乳	
		×		牛乳	乳	
				ツナとトマトのスパゲッティ	小麦(スパゲッティ)	
				ウインナー	豚肉・大豆(ウインナー)	
				コールスローサラダ		
		×		棒チーズ	乳	
15	月			ごはん		
		×		牛乳	乳	
				かぼちゃのそぼろあん	鶏肉(鶏ひき肉)	
				☆さんまの土佐煮		
				酢の物		
				大豆ふりかけ	大豆 ごま	
				省	略	
25	木			ごはん		
		×		牛乳	乳	
				韓国風すきやき	豚肉(豚もも肉)　大豆(焼き豆腐)	
				☆カレイフライ	小麦	
				レモン和え		
		×		☆ババロアシュークリム	乳 卵 大豆 小麦 ゼラチン	
26	金	×		食パン	小麦 乳	
		×		牛乳	乳	
				チリコンカン	豚肉(豚ひき肉)	
				☆フライドポテト		
				豆腐スープ	大豆(豆腐)	

＜様式7の作成手順＞

⑥保護者が、日々の給食対応の内容をチェックするために設けたものです。用途に合わせて活用してもらってください。

⑦『食物アレルギーの原因食物（実際に使用されている食材名）』で表記されます。

ただし、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい食材は基本的に除去はしないので、帳票に出力されません。（具体的な食材は、（案）学校における食物アレルギー対応マニュアルP28(3)①及びP96を参照してください）

⑧本帳票に出力される食物アレルギー原因食物は、特定原材料及び特定原材料に準ずるものです。
これら以外の食物で、食物アレルギーに伴う給食対応が必要な場合は、各学校で当該原因食物を追記してください。

様式８-①　　※参考例

月　　食物アレルギー対応予定一覧表

校　長	教　頭	合　議	栄養教諭等

日	曜	献立名	教室対応（配膳しない・弁当持参）			給食室対応		
			原因食物	対応内容	学年・組・名前	原因食物	対応内容	学年・組・名前

様式８−②　　※参考例

月　　食物アレルギー対応予定一覧表

校　長	教　頭	合　議	栄養教諭等

日	曜	献立名	教室対応（配膳しない・弁当持参）・給食室対応		
			原因食物	対応内容	学年・組・名前

様式８−②　　※参考例

月　　食物アレルギー対応予定一覧表

行が足りない場合は、
追加してください。

校　長	教　頭	合　議	栄養教諭等

日	曜	献立名	教室対応（配膳しない・弁当持参）・給食室対応		
			原因食物	対応内容	学年・組・名前
8/28	金	ごはん			
		牛乳	乳	配膳しない	3年2組　〇〇　〇〇
		☆焼きぎょうざ	小麦	弁当持参	4年2組　△△　△△
		ナムル			
		マーボー豆腐			
31	月	ごはん			
		牛乳	乳	配膳しない	3年2組　〇〇　〇〇
		☆さばの銀紙焼き	魚類	弁当持参	1年1組　□□　□□
		ビーフンソテー			
		中華かき玉汁	卵	除去食提供	3年2組　〇〇　〇〇 6年2組　◎◎　◎◎
9/1	火	ごはん			
		牛乳	乳	配膳しない	3年2組　〇〇　〇〇
		揚げ出し豆腐のごまだれかけ	小麦	弁当持参	4年2組　△△　△△
		おひたし			
		冬瓜のそぼろあん			
2	水	ごはん			
		牛乳	乳	配膳しない	3年2組　〇〇　〇〇
		焼き肉丼			
		ゆでブロッコリー			
		つみれ汁	魚類	弁当持参	1年1組　□□　□□
		バナナ			
3	木	ごはん			
		牛乳	乳	配膳しない	3年2組　〇〇　〇〇
		きざみ和え			
		☆ふくらぎの照り焼き	魚類	弁当持参	1年1組　□□　□□
		豚肉の南蛮煮			
4	金	コッペパン	小麦	弁当持参	4年2組　△△　△△
			乳	弁当持参	3年2組　〇〇　〇〇
		牛乳	乳	配膳しない	3年2組　〇〇　〇〇
		ホキとひよこ豆のマリアナソースからめ	魚類	弁当持参	1年1組　□□　□□
		グリーンサラダ			
		ポテトスープ			
		ポケットチーズ	乳	配膳しない	3年2組　〇〇　〇〇

様式９－①

食物アレルギー対応食　受渡し管理表（給食センター用）

日　付	年　　月　　日（　　）
学校名	

献立名	原因食物	対応	学年・組	氏　名	確認欄		
					給食センター	給食搬入員	
						受取り	生徒（担任）へ渡した
			年　組				
			年　組				
			年　組				
コンテナ番号			年　組				
			年　組				

上記のとおり、内容を確認し受渡しました。

給食センター担当者	搬入員

様式９－②

食物アレルギー対応食　受渡し管理表（幼稚園用）

日　付	年　　月　　日（　　）

献立名	原因食物	対応	学年・組	氏　名	確認欄		
					小学校	幼稚園	
						受取り	担任へ渡した

上記のとおり、内容を確認し受渡しました。

小学校担当者	幼稚園担当者

様式10－①　※参考例

【食　札】

月　　日（　　）

年・組・名前	
献立名	
除去食物	
対応内容	

【食　札】（例）

４月１３日（月）

年・組・名前	**１年１組　富山太郎**
献立名	**親子煮**
除去食物	**卵**
対応内容	**卵除去**

様式10－②　※参考例

【連絡カード】

月　　日（　　）

年・組・名前	
献立名	
原因食物	
対応内容	

【連絡カード】（例）

４月２０日（月）

年・組・名前	**１年１組　富山花子**
献立名	**えびと豆腐のうま煮**
原因食物	**卵　・　(エビ)　・　カニ**
対応内容	**卵　・　(エビ)　・　カニ が入っています。 食べないでください**

食札・連絡カードは、目立つ色の紙で作成したり、サイズを大きくするなど見落とし防止のための工夫をしてください。

様式11

【表】

年　　月　　日

（宛先）　富山市　　学校給食センター所長

富山市立

校　長

食物アレルギー対応依頼書

食物アレルギー対応マニュアルに基づき、校内体制が整いましたので、次の児童生徒について対応をお願いします。

児童生徒氏名	ふりがな 年　　組　　氏名　　（男・女）
対応開始日	年　　月　　日
アレルギー 原因食品	
対応内容	1　詳細な献立表対応（情報提供のみ） 2　除去食対応（鶏卵）

アレルギー対応に関する校内体制が整い次第速やかに、この書類に、「学校生活管理指導表」の写しを添付し、児童生徒１人につき１部を学校給食センターへ提出してください。

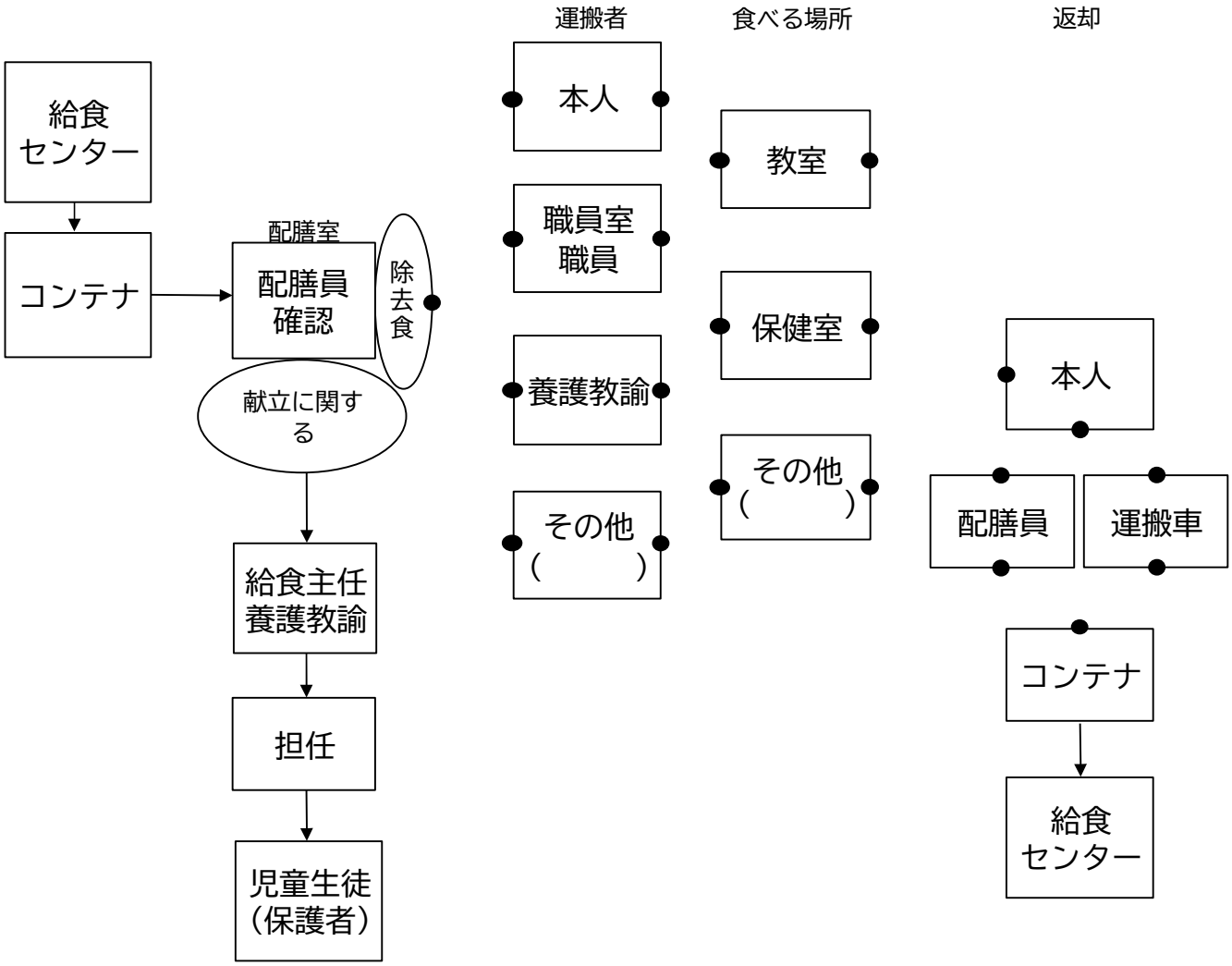
様式11

【裏】

校内体制図

学校　　年　　組　　氏名

校内における除去食対応の流れを、朱書きで記入してください。（●をつなぎ合わせてください。）



様式12

年　　月　　日

（宛先）　富山市　　学校給食センター所長

富山市立

校　長

食物アレルギー対応解除（一部解除）届

学校給食での食物アレルギー対応が不要になりましたので、次のとおり解除（一部解除）をお願いします。

児童生徒氏名	ふりがな 年　　組　　氏名　　（男・女）
解除開始日	年　　月　　日
アレルギー原因食品	（別紙）食物アレルギー対応解除（一部解除）の申出書のとおり
解除内容	

この書類は、保護者から提出された、「食物アレルギー対応解除（一部解除）の申出書」の写しを添付し、学校給食センターへ提出してください。

様式13

食物アレルギー対応経過記録

年　　組　児童生徒氏名　　生年月日　　年　　月　　日（　　歳）

発症日時	年　月　日　時　分　誤食時刻　時　分			時刻	チェック	対　応(実施者氏名)
原因食物				:		初期対応　（　　）
食べた量				:		校長へ連絡（　　）
初期対応	・うがい　・手洗い　・触れた部位を洗い流す　・口の中のものを取り除く			:		保護者連絡（　　）
処置	内服薬服用	なし　・　あり（薬品名:　　）（　時　分）		:		エピペン®、ネフィー®の確認・準備 AEDの準備（　　）
	エピペン®ネフィー®の使用	なし　・　あり　（　時　分）		:		救急車の要請（　　）

症状	臓器	重症度レベル	症　状	臓器	重症度レベル	症　状
	皮膚	1	①部分的なじんましん・赤み・かゆみ	呼吸器	1	⑨鼻水、鼻づまり、くしゃみ、弱く連続しない咳
		2	②全身性のじんましん・強いかゆみ		2	⑩時々繰り返す咳、咳き込み、聴診器で聞こえる弱い喘鳴
	粘膜	1	③口唇やまぶたの軽い腫れ、喉のかゆみ		3	⑪強い咳き込み、犬が吠えるような咳、喘鳴、息がしにくい、唇や爪が青白い
		2	④顔全体の腫れ、飲み込みづらい	全身	1	⑫やや元気がない
		3	⑤のどや胸が強く締め付けられる、声がかすれる		2	⑬明らかに元気がない、横になりたがる
	消化器	1	⑥軽い腹痛、吐き気、単回の嘔吐、下痢		3	⑭ぐったりしている、意識がもうろうとする、脈がふれにくい、失禁
		2	⑦明らかな腹痛、複数回の嘔吐、下痢			
		3	⑧持続する強い（がまんできない）腹痛、繰り返し吐き続ける			

経過（時刻）	症状・処置　①～⑭の番号を記入	血圧（mmHg）	脈拍（回/分）	呼吸数（回/分）	体温（℃）	備　考（保護者連絡、救急車要請、連絡者の氏名等）
:		/				
:						
:						
:						
:						
:						
:						

主治医	医療機関名	電話番号		ID番号など
搬送先病院名				

記録者氏名	

様式 14

事 故 略 報【食物アレルギー】

学 校 名	富山市立					
事 故 名	食物アレルギー					
発生日時	月　日（　）　時　分 頃　時間帯（　）					
発生場所						
児童生徒氏名	ふりがな 氏名		学年 組	年　組	性 別	
保護者氏名	ふりがな 氏名		電話 番号			
事故の概要	発症した症状 （最終時点）	【皮 膚 症 状】 【粘 膜 症 状】 【呼吸器症状】 【消化器症状】 【全 身 症 状】				
	原因	アレルゲン（　） 献立名　（　）・ 不明				
	食物アレルギーについて	管理指導表の提出　無・有				
	過去の食物アレルギー発症	無 ・ 有 （　年　月）				
	搬送先医療機関名					
	入院先医療機関名					
	診断名					
	エピペン®	所持（ 無・有 ） 使用（ 無・有（　本））				
	ネフィー®	所持（ 無・有 ） 使用（ 無・有 ）				
	経過（時系列で）					
	問題点					
報告日時	月　日（　）　午前 ・ 午後　時　分					
報 告 者	職	校長・教頭・生徒指導主事・他（　）		氏名		

様式15

年　　月　　日

年　　組　　さん
保　護　者　様

富山市立　　○○○○○○○○
校（園）長　　○○　○○

学校給食における牛乳停止の手続きについて

乳糖不耐症等の疾病により、学校給食における牛乳を停止する必要がある場合には、医師と相談の上、別紙の申出書の提出をお願いします。この手続きにより、牛乳の提供を停止します。

なお、必要に応じて、面談や聞き取りを実施することがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

担　当　○○
連絡先　○○○学校（TEL　○○○-○○○○）

牛乳停止の申出書

（宛先）富山市立〇〇学校（園）長

年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このたび、次の理由により学校給食における牛乳提供の停止をお願いします。

児童（生徒・園児）名	年　　組　　氏名
牛乳停止の理由 （病名や医師の意見）	※主治医に相談した結果を保護者で記入してください。
受診医療機関 及び医師名	

※必ず医師と相談の上で申請してください。
※必要に応じて、面談や聞き取りを実施することがあります。

※後日学校記入　　（対応開始日　　年　　月　　日）

様式16-①　　※参考

○年○月○日

○年○組　○○さん保護者様

教育活動における食物アレルギー対応について

富山市立○○○○○○
校長　○○　○○

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
○月○日（○）に○○の授業で○○を行います。
つきましては、使用する食材をご確認いただき、サインをお願いいたします。

【献立名：○○○○】

使用食材	備考（メーカー・商品名等）

【献立名：○○○○】

使用食材	備考（メーカー・商品名等）

上記の食物を取り扱うにあたり、対応が

必要　　・　　不要　　です。

※どちらかに○を付けてください。
※対応が必要な場合は、個別に連絡いたします。

○年○組　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○月○日（○）までに学校へ提出をお願いいたします。

（担当）○○

令和〇年〇月〇日

６年１組　富山太郎さん保護者様

教育活動における食物アレルギー対応について

富山市立〇〇〇〇〇〇
校長　〇〇　〇〇

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
〇月〇日（〇）に家庭科の授業で調理実習を行います。
つきましては、使用する食材をご確認いただき、サインをお願いいたします。

【献立名：ご飯】

使用食材	備考（メーカー・商品名等）
精白米	

【献立名：かきたま汁】

使用食材	備考（メーカー・商品名等）
豆腐	
わかめ	
鶏卵	
中華だし	味の素
しょうゆ	ヤマサ

実施内容に合わせて
行を加除してください。

上記の食物を取り扱うにあたり、対応が

必要　・　不要　です。

※どちらかに〇を付けてください。
※対応が必要な場合は、個別に連絡いたします。

６年１組　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇月〇日（〇）までに学校へ提出をお願いいたします。

（担当）〇〇

令和〇年〇月〇日

２年１組　富山太郎さん保護者様

教育活動における食物アレルギー対応について

富山市立〇〇〇〇〇〇
校長　〇〇　〇〇

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
〇月〇日（〇）に生活科の授業で野菜の試食を行います。
つきましては、使用する食材をご確認いただき、サインをお願いいたします。

【献立名：トマト、きゅうり】

使用食材	備考（メーカー・商品名等）
トマト	学校菜園
きゅうり	学校菜園

実施内容に合わせて
行を加除してください。

上記の食物を取り扱うにあたり、対応が

必要　　・　　不要　　です。

※どちらかに〇を付けてください。
※対応が必要な場合は、個別に連絡いたします。

２年１組　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇月〇日（〇）までに学校へ提出をお願いいたします。

（担当）〇〇

様式16-②

校長	教頭	教務	養護教諭	栄養教諭等	係主任	主務

調理実習等計画書

年　　組

実施予定日：　令和　　年　　月　　日（　　）　　限	
活動場所　：	教科・領域：
【実施予定献立】	
【使用食材】	

食物アレルギー等を有する児童生徒氏名	アレルギー原因食物 ※実習での取扱いの有無に関わらず全て記入	使用の有無	個別対応 ※対応が必要な場合記入
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	
		有　・　無	

【その他留意事項】

調理実習等計画書の取扱について

①食物を摂取する授業・活動を行う際、授業者が事前に作成し、起案する。
　※データは〇〇フォルダに入っています。
②食物アレルギーを有する児童が在籍する学級では、対応の有無に関わらず様式16-①「教育活動における食物アレルギー対応について」を作成し、保護者へ周知する。
③食物アレルギーを有する児童への個別対応が必要な場合は、様式16-①を基に保護者と協議し、対応内容を記載する。
③食物アレルギーを有する児童が在籍しない学級での授業・活動や、原因食物となる食材を使用しない授業・活動においても、食物を摂取する場合は作成し、起案する。
④起案後の計画書と保護者からの同意書は、調理実習等計画書のファイル（保管場所〇〇）に綴る。
⑤本時の授業・活動は、週予定表にも入力し、校内で把握できるようにする。

様式16-②

校長	教頭	教務	養護教諭	栄養教諭等	係主任	主務

調理実習等計画書

6　年　1　組

実施予定日：　令和　〇　年　10　月　12　日（　月　）1，2　限

活動場所　：　家庭科室	教科・領域：　家庭科

【実施予定献立】

・ご飯
・かきたま汁

【使用食材】

・精白米
・豆腐、わかめ、鶏卵、中華だし、しょうゆ

食物アレルギー等を有する児童生徒氏名	アレルギー原因食物 ※実習での取扱いの有無に関わらず全て記入	使用の有無	個別対応 ※対応が必要な場合記入
富山　太郎	鶏卵	(有)・無	鶏卵を入れる前の汁を盛り付ける。 卵に直接触れる調理や片付けを避ける。
	乳	有・(無)	
		有・無	
立山　花子	小麦	有・(無)	
	大豆	(有)・無	1班は豆腐を使用せず、調理する。
	バナナ	有・(無)	
神通　一郎	ピーナッツ	有・(無)	
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	

【その他留意事項】

調理実習等計画書の取扱について

①食物を摂取する授業・活動を行う際、授業者が事前に作成し、起案する。
　※データは〇〇フォルダに入っています。
②食物アレルギーを有する児童が在籍する学級では、対応の有無に関わらず様式16-①「教育活動における食物アレルギー対応について」を作成し、保護者へ周知する。
③食物アレルギーを有する児童への個別対応が必要な場合は、様式16-①を基に保護者と協議し、対応内容を記載する。
③食物アレルギーを有する児童が在籍しない学級での授業・活動や、原因食物となる食材を使用しない授業・活動においても、食物を摂取する場合は作成し、起案する。
④起案後の計画書と保護者からの同意書は、調理実習等計画書のファイル（保管場所〇〇）に綴る。
⑤本時の授業・活動は、週予定表にも入力し、校内で把握できるようにする。

富山市学校給食における食物アレルギー対応除去食品一覧

平成31年3月作成
令和2年10月改訂
令和8年9月改訂
学校保健課

（１）食物アレルギー対応の給食を実施するにあたり、富山市の学校給食において使用している食材及び加工食品で、除去の対象とする食材は次に示すとおりとする。

＜参考文献＞

①食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2022

②学校における食物アレルギー対応マニュアル

【特定原材料（9品目）】

	アレルギー原因食物	除去する食品	除去しない食品	根拠・理由	参考文献ﾍﾟｰｼﾞ ①	②
1	卵	鶏卵、うずら卵、卵黄、卵白	・卵殻カルシウム	症状誘発の原因となりにくいため	p18, 19, 34	p28
2	乳	牛乳、チーズ、ヨーグルト、脱脂粉乳、生クリーム、ミルクパウダー、粉末植物油脂	・乳糖 ・乳化剤（一部除く） ・乳酸カルシウム ・乳酸ナトリウム ・乳清焼成カルシウム ・カカオバター ・乳酸菌	症状誘発の原因となりにくいため 牛乳とは関係なく、摂取することができるため	p21 p23, 34	p28
3	小麦	小麦粉（薄力粉・強力粉）、パン、パン粉、うどん、スパゲッティ、マカロニ、中華麺、ワンタンの皮、麩、小麦グルテン、小麦でんぷん、小麦たんぱく加水分解物	・しょうゆ ・酢 ・みそ ・加工食品等に含まれている微量の調味料 （オイスターソース、甲殻類エキス、チキンエキス調味料、香味食用油、調理動物油脂など）	症状誘発の原因となりにくいため 症状誘発の原因となりにくいため 症状誘発の原因となりにくいため しょうゆ等に準じる	p25, 34	p28 〃 〃
4	落花生	**※給食ではいかなる食品にも使用しない**			p28	
5	そば	**※給食ではいかなる食品にも使用しない**			p31	
6	えび	むきえび、甘えび、白えび、沖あみ（注1）、甲殻類エキス（注2）			p30	
7	かに	かに身、甲殻類エキス（注2）			p30	
8	くるみ	**※給食ではいかなる食品にも使用しない**			p28	
9	カシューナッツ	**※給食ではいかなる食品にも使用しない**				

（注1）：甲殻類間の交差抗原性に配慮し、給食では沖あみ（甲殻類）を除去の対象とする。【参考文献①：p2, 30】

（注2）：調味料に含まれる甲殻類のエキス成分や、スープ、えびせんべいなどの加工品は、個人によって食べられる範囲が異なるが、甲殻類は、食物依存性運動誘発アナフィラキシーの原因食物として頻度が高いため、給食では除去の対象とする。【参考文献①：p30】

【特定原材料に準ずるもの（20品目）】

	アレルギー原因食物	除去する食品	除去しない食品	根拠・理由	参考文献ﾍﾟｰｼﾞ ①	②
1	アーモンド	**※給食ではいかなる食品にも使用しない**				
2	あわび（注3）	給食で使用しない				
3	いか	いか				
4	いくら（注3）	給食で使用しない				
5	オレンジ	オレンジ（バレンシア・ネーブル）、マーマレード	・調味料等に含まれるオレンジ及びオレンジ果汁	（注3）のとおり	p29	
6	キウイフルーツ（注3）	給食で使用しない			p29	
7	牛肉	牛肉、牛脂	・エキス ・エキスパウダー	症状誘発の原因となりにくいため エキスに準じる	p32	p28
8	ごま	粒ごま、すりごま、ねりごま	・ごま油	症状誘発の原因となりにくいため	p32	p28
9	さけ	さけ、ます（さくらます、からふとます）			p30	
10	さば	さば、さば節（だし汁の場合を除く）	・だし（かつお・いりこ含む） ・魚しょう ・魚エキス	症状誘発の原因となりにくいため 症状誘発の原因となりにくいため だし等に準じる	p30 〃	p28 〃
11	大豆	大豆、豆腐、木綿豆腐、厚揚げ、うす揚げ、がんもどき、納豆、枝豆、黒豆、豆乳、ゆば、脱脂大豆、大豆粉、きな粉、大豆たんぱく（大豆たんぱく加水分解物、粒（粉末）状植物性たんぱくを含む）、大豆食物繊維	・大豆油 ・しょうゆ ・みそ ・加工食品等に含まれている微量の調味料（ウスターソース、甲殻類エキス、チキンエキス調味料、ポークエキス調味料、調味料（アミノ酸等）、レシチン（大豆由来）、ゲル化剤、増粘多糖類など）	症状誘発の原因となりにくいため 症状誘発の原因となりにくいため 症状誘発の原因となりにくいため しょうゆ等に準じる	p31 〃 〃	p28 〃 〃
12	鶏肉	鶏肉、鶏脂	・エキス ・エキスパウダー	症状誘発の原因となりにくいため エキスに準じる	p32	p28
13	バナナ	バナナ			p29	

	アレルギー原因食物	除去する食品	除去しない食品	根拠・理由	参考文献ﾍﾟｰｼﾞ ①	②
14	ピスタチオ	**※給食ではいかなる食品にも使用しない**				
15	豚肉	豚肉、豚脂	・エキス ・エキスパウダー	症状誘発の原因となりにくいため エキスに準じる	p32	p28
16	マカダミアナッツ	**※給食ではいかなる食品にも使用しない**				
17	もも	缶詰のもも、もも果汁（ピーチゼリー）	・調味料等に含まれるもも及びもも果汁	（注4）のとおり	p29	
18	やまいも	やまいも（ながいも）				
19	りんご	りんご（生食）、缶詰のりんご（冷凍りんご）、煮りんご（アップルパイ）、りんご果汁（りんごゼリー）、りんごジャム	・調味料等に含まれるりんご及びりんご果汁 ・りんご酢	（注4）のとおり （注4）のとおり	p29 〃	
20	ゼラチン	ゼラチン				

（注3）：本市の学校給食では、これまで使用実績がない。献立作成上、支障もないことから、今後も使用しない。

（注4）：生の果物や野菜を摂取した時に、口の中やのどのかゆみを感じる、花粉・果物アレルギー症候群（PFAS）は食物アレルギー対応とするが、PFASの多くは、加熱調理した野菜や果物は摂取可能である。
ただし、学校給食では、完全除去する食品を明解に区分けすることにより、児童生徒等や学校が困惑することなく、安心して配膳できる環境を整えるため、加熱の有無にかかわらず、食品そのものは除去の対象とする。【参考文献①：p29】

（2）食物アレルギー対応献立表（様式7-①、②）の「食物アレルギー原因食物」に出力されない食物で、食物アレルギーに伴う給食対応が必要な場合は、上記の表を参考に、完全除去の区分けを行うものとする。
ただし、「魚卵」は上記の表に類似する食物がないことから、下記の表を参考に、保護者に対して基本となる対応を説明したうえで、保護者及び医師の意見を確認し、除去する内容について決定する。

【魚卵】

	アレルギー原因食物	除去する食品	除去しない食品	根拠・理由	参考文献ﾍﾟｰｼﾞ ①	②
1	魚卵、たらこ（注5）	魚卵を食べるもの（ししゃも） 魚体を丸ごと食べるもの（わかさぎ、きびなご、小いわし等）	・筒状の魚（いわし、さんま等） ・切り身状の魚（ふくらぎ、ホキ、あじ、さば等） ・小魚（味付け小魚、かえり煮干し等）	加工時に魚卵が残存している可能性が低いことから、症状誘発の原因となりにくいため 幼魚であり、魚卵を含む可能性が低いことから、症状誘発の原因となりにくいため		

（注5）：「魚卵」は、「いくら」、「たらこ」以外は血液検査で原因食物と特定できない。
このため、学校生活管理指導表に「魚卵」と記載されている場合には、「魚卵を食べるもの」と「魚体を丸ごと食べるもの」は、除去の対象とする。
なお、「たらこ」アレルギーであれば、「ししゃも」も食べないように指導されることがあるため、学校生活管理指導表に「たらこ」と記載されている場合は、必ず医師の意見を確認すること。

（3）食物アレルギー対応献立表（様式7-①、②）は、保護者及び学校（園）にとって、給食対応の内容を明確で分かりやすいものにすることが大切であることから、「食物アレルギー原因食物」の欄には、給食で除去する食品のみを記載することとし、除去しない食品は記載しない。

（4）「かまぼこ」は、各学校で製造・納入業者が異なるが、全市統一で“鶏卵抜き”の仕様で製造されているため、食物アレルギー対応献立表（様式7-①、②）の食物アレルギー原因食物には、「卵(鶏卵)」は出力されない。
ただし、その他のアレルギー原因食物（小麦など）については、各学校において十分確認し、かまぼこが除去する食品であった場合は、各学校において追記する。

（5）「ココナッツ」は、落花生等と同様、学校給食ではいかなる食品にも使用しない。
※『富山市学校給食献立作成基本方針』にも、給食で提供しない食材として明記している。

（6）小麦以外の麦類（押麦、ライ麦、大麦など）は、提出される学校生活管理指導表に沿って別途確認する。

（7）（1）で示した内容に加除が生じた場合は、その都度、アレルギー専門部会委員（栄養教諭等）と事務局で協議し、随時改訂するものとする。

富山市食物アレルギー対策委員会設置要綱

（設置）

第１条　食物アレルギーを有する児童及び生徒が「安全・安心」に学校生活を送ることができるよう、食物アレルギーに対する学校の適切な対応を推進するため、富山市食物アレルギー対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

（１）学校における食物アレルギーへの予防及び緊急時対応に関する事項。

（２）学校給食における食物アレルギー対応に関する事項。

（３）食物アレルギー対応マニュアルの策定に関する事項。

（４）前３号に掲げるもののほか、学校の食物アレルギー対策として必要な事項。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長、副委員長及び委員は、別表第１に掲げる者をもって充てる。

３　委員長は委員会の会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第５条　食物アレルギー対応マニュアルの策定にあたり、専門部会を置く。

２　専門部会の委員は、別表第２に掲げる者をもって充てる。

３　前２号に掲げるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、学校保健課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１月２４日から施行する。

別表第１（第３条関係）

役職	区　分	備　考
委員長	事務局次長	学校教育担当次長
副委員長	学校保健課長	
委　員	学校教育課長	
〃	中学校長	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	小学校長	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	幼稚園長	教育長が指名する者
〃	中学校保健主事	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	小学校保健主事	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	中学校給食主任	教育長が指名する者
〃	小学校給食主任	教育長が指名する者
〃	中学校養護教諭	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	小学校養護教諭	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	栄養教諭（学校栄養職員）	教育長が指名する者
〃	調理員	教育長が指名する者

別表第２（第５条関係）

役職	区　分	備　考
委　員	学校保健課職員	主幹、課長代理、保健係長、給食係長、指導主事、栄養士
〃	学校教育課職員	指導主事
〃	中学校教頭	教育長が指名する者
〃	小学校教頭	教育長が指名する者
〃	中学校養護教諭	教育長が指名する者
〃	小学校養護教諭	教育長が指名する者
〃	栄養教諭（学校栄養職員）	教育長が指名する者

○監　　修

足立　雄一　富山赤十字病院小児アレルギーセンター長　医学博士　富山大学名誉教授
富山市学校保健会

○参考文献等

・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（要約版）」（公益財団法人 日本学校保健会）
・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）
・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都）
・「学校における食物アレルギー対応指針－富山県版－」（富山県教育委員会）
・「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き 2022」（「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き 2022」検討委員会）

※P.45～P.51 に掲載したマニュアルは、東京都の許諾を得て、東京都健康安全研究センター発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を掲載しています（一部改変）。30 健研健第 927 号

※https://loosedrawing.com のイラストを使用しています。

学校における食物アレルギー対応マニュアル

平成 25 年 9 月　発　　行
平成 26 年 7 月　一部改訂
平成 31 年 4 月　一部改訂
令和 2 年 10 月　一部改訂
令和 3 年 9 月　一部改訂
令和 5 年 3 月　一部改訂
令和 8 年 9 月　一部改訂

富山市教育委員会学校保健課

〒930-8510　富山市新桜町 6 番 15 号　ToyamaSakura ビル８階
電話　076-443-2136・2017　FAX　076-443-2088
https://www.city.toyama.lg.jp/kosodate/shochugakko/1010443/1007425.html